

官報号外

昭和三十三年十二月十八日

○第三十一回衆議院会議録第五号

昭和三十三年十二月十八日(木曜日)

議事日程 第五号

昭和三十三年十二月十八日

午後一時開議

第一 憲法調査会法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第二 科学技術会議設置法案(内閣提出)

第三 司法試験法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第四 公共用水域の水質の保全に関する法律案(内閣提出)

第五 工場排水等の規制に関する法律案(内閣提出)

第六 住宅金融公庫法及び北海道防寒住宅建設等促進法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第七 昭和三十三年七月、八月及び九月の豪雨及び暴風雨による被害農家に対する米穀の売渡し特例に関する法律案(内閣提出)

第八 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

国土の総合開発について諸施策を樹立するため委員二十五人よりなる特別委員会を設置するの件

昭和三十三年十二月十八日 衆議院会議録第五号

第九 賠償等特殊債務処理特別会計法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第十 産業投資特別会計の貸付の財源に充てるための外貨債券に関する緊急質問(辻原弘市君提出)

第十一 産業投資特別会計の貸付の財源に充てるための外貨債券の発行に関する法律案(内閣提出)

第十二 司法試験法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第十三 公共用水域の水質の保全に関する法律案(内閣提出)

第十四 工場排水等の規制に関する法律案(内閣提出)

第十五 住宅金融公庫法及び北海道防寒住宅建設等促進法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第十六 産業振興審議会委員任命につき議決を求めるの件

第十七 産業振興審議会委員任命につき議決を求めるの件

第十八 産業振興審議会委員任命につき議決を求めるの件

第十九 産業振興審議会委員任命につき議決を求めるの件

第二十 産業振興審議会委員任命につき議決を求めるの件

第二十一 産業振興審議会委員任命につき議決を求めるの件

第二十二 産業振興審議会委員任命につき議決を求めるの件

第二十三 産業振興審議会委員任命につき議決を求めるの件

第二十四 産業振興審議会委員任命につき議決を求めるの件

第二十五 産業振興審議会委員任命につき議決を求めるの件

第二十六 産業振興審議会委員任命につき議決を求めるの件

第二十七 産業振興審議会委員任命につき議決を求めるの件

第二十八 産業振興審議会委員任命につき議決を求めるの件

第二十九 産業振興審議会委員任命につき議決を求めるの件

第三十 産業振興審議会委員任命につき議決を求めるの件

高知県における教育についての紛糾事件に関する緊急質問(原田憲君提出)

勤務評定実施をめぐる暴力事件に関する緊急質問(辻原弘市君提出)

改正する法律案(内閣提出)

日程第一 憲法調査会法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第二 科学技術会議設置法案(内閣提出)

日程第三 司法試験法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第四 公共用水域の水質の保全に関する法律案(内閣提出)

日程第五 工場排水等の規制に関する法律案(内閣提出)

日程第六 住宅金融公庫法及び北海道防寒住宅建設等促進法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第七 昭和三十三年七月、八月及び九月の豪雨及び暴風雨による被害農家に対する米穀の売渡し特例に関する法律案(内閣提出)

日程第八 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律案(内閣提出)

日程第九 賠償等特殊債務処理特別会計法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第十 産業投資特別会計の貸付の財源に充てるための外貨債券の発行に関する緊急質問(原田憲君提出)

日程第十一 産業投資特別会計の貸付の財源に充てるための外貨債券の発行に関する緊急質問(辻原弘市君提出)

日程第十二 産業投資特別会計の貸付の財源に充てるための外貨債券の発行に関する緊急質問(辻原弘市君提出)

日程第十三 産業投資特別会計の貸付の財源に充てるための外貨債券の発行に関する緊急質問(辻原弘市君提出)

日程第十四 産業投資特別会計の貸付の財源に充てるための外貨債券の発行に関する緊急質問(辻原弘市君提出)

日程第十五 産業投資特別会計の貸付の財源に充てるための外貨債券の発行に関する緊急質問(辻原弘市君提出)

日程第十六 産業投資特別会計の貸付の財源に充てるための外貨債券の発行に関する緊急質問(辻原弘市君提出)

日程第十七 産業投資特別会計の貸付の財源に充てるための外貨債券の発行に関する緊急質問(辻原弘市君提出)

日程第十八 産業投資特別会計の貸付の財源に充てるための外貨債券の発行に関する緊急質問(辻原弘市君提出)

日程第十九 産業投資特別会計の貸付の財源に充てるための外貨債券の発行に関する緊急質問(辻原弘市君提出)

日程第二十 産業投資特別会計の貸付の財源に充てるための外貨債券の発行に関する緊急質問(辻原弘市君提出)

日程第二十一 産業投資特別会計の貸付の財源に充てるための外貨債券の発行に関する緊急質問(辻原弘市君提出)

日程第二十二 産業投資特別会計の貸付の財源に充てるための外貨債券の発行に関する緊急質問(辻原弘市君提出)

日程第二十三 産業投資特別会計の貸付の財源に充てるための外貨債券の発行に関する緊急質問(辻原弘市君提出)

日程第二十四 産業投資特別会計の貸付の財源に充てるための外貨債券の発行に関する緊急質問(辻原弘市君提出)

日程第二十五 産業投資特別会計の貸付の財源に充てるための外貨債券の発行に関する緊急質問(辻原弘市君提出)

日程第二十六 産業投資特別会計の貸付の財源に充てるための外貨債券の発行に関する緊急質問(辻原弘市君提出)

日程第二十七 産業投資特別会計の貸付の財源に充てるための外貨債券の発行に関する緊急質問(辻原弘市君提出)

日程第二十八 産業投資特別会計の貸付の財源に充てるための外貨債券の発行に関する緊急質問(辻原弘市君提出)

日程第二十九 産業投資特別会計の貸付の財源に充てるための外貨債券の発行に関する緊急質問(辻原弘市君提出)

日程第三十 産業投資特別会計の貸付の財源に充てるための外貨債券の発行に関する緊急質問(辻原弘市君提出)

○議長(加藤鑑五郎君)　「れより會議を開きます。

本名武君の故議員森三樹二君に就する追悼演説

する追悼演説

○議長（加藤謙五郎君） 御報告いたします。
ことがあります。議員森三樹二君は去
る十二月一日逝去せられました。まことに
とに哀悼痛惜の至りにたえません。森君
君に対する弔詞は議長において贈呈い
たしました。

○本名武君　ただいま議長から御報告のありました通り、本院議員從四位勲三等森三樹二君は、本月一日病氣のため逝去せられました。まことに痛恨のきわみであります。私は、諸君の御同意を得て、議員一同を代表し、つつしんで哀悼の辞を申し述べたいと存じます。(拍手)

選舉法改正案の趣旨説明に対し、日本社会党を代表して質疑に立ち、この壇上で堂々とその主張を述べられました。今、あのときの元氣に満ちた君の姿が眼前にほんとうに、眞摯の情ひとしお胸に迫るを覚えるのであります。

森君は、徳島県小松島市の名家の出で、明治三十六年六月の生まれであります。父君は、県下の徳望家として聞え、かつて県会副議長を勤められたのであります。父君は、県下の徳望家として富んだ方で、日露戦争後の明治四十年、北海道の開拓がわが国の将来にとってすごくある重要であることに思いをいたし、一開拓農民として一家をあげて渡道し、十勝郡浦幌に移住されたのであります。時に、森君はわずか五才でありました。

長じて、君は、剣路中学に進み、卒業後は家業を手伝つて開拓事業に従事しておられました。しかし、向学の念やみがたく、ひそかに他日を期して勉学を続け、馬を引きながらも片手には必ず書籍を持っておられたほどで、昭和六年、すでに二十八才に達しておられたのであります。意を決して上京し、中央大学に学ばれたのであります。しかして、志を法曹界に立て、同校を卒業の翌年、昭和十年に、みこと高等試験司法科の難関を突破されました。直ちに東京において弁護士を開業し、初志の第一歩を踏み出され、持ち前の強い正義感と熱意とをもつて終始大衆の味方となつて奮闘し、少社有為の弁護士として名声を博されたのであります。(拍手)

にしてよく本院の講席を獲得されたの
であります。自來、本院議員に選ばれ
ること前後六回、在職九年に達せられ
たのであります。

君が初めて本院議員に当選されたときは、わが國が民主的平和國家として
再出発するときに当つており、君は、
帝國憲法改正案、皇室典範案、裁判所法
案等の各委員となつて、新日本の基盤
を築くための重要な審議に精励し、
その豊かな学識を生かされました。次
いで、第一回国会には、議院運営委員と
して、新しい地位と性格を与えられた
国会の運営に努力し、その他、皇室經濟
法施行法案特別委員長、政黨法及び選
挙法に関する特別委員として日夜職務
に尽瘁され、もつて國家の再建に多大
の功績を残されたのであります。

君は、また、第二回国会には懲罰委
員長の重職に選ばれ、第十六回国会か
ら第二十回国会に至るまで、毎会期、
公職選挙法改正に関する調査特別委員
長として、よくその重責を果されたの
であります。その間、昭和二十九年に
はウイーンの第四十三回国議会同盟
会議に出席し、歐米、中近東の二十數
カ国を歴訪し、各国の選挙制度及び議
会制度を調査観察して、わが國議會政
治のあり方について新たな識見を加え
られたのでありました。

かくして、君は多年にわたり全力を
あげて國政審議の重責を果されたので
ありまして、わが民主政治の発達のた

めに尽された君の功労はまことに頗る甚だあるものがあるのです。(拍手)君は、また、日本社会党の会計監査、統制委員、両院議員總会副会長、憲法擁護特別委員会副会長等の要職を歴任し、中堅幹部として党内外からいにその将来を嘱望されておられます。幼くして一家とともに北海道に渡り、開拓の苦難を身をもつて体験された君が、北海道の開拓をもつて父君の遺志を續ぐ終生の事業と考え、たゆまずる努力を積み重ねてこられたのも、けだし当然であります。しばしば北海道開発審議会委員となつて、総合開發計画の作成に多年の経験を生かし、地下資源の開発のための調査に尽力するなど、北海道に残された君の足跡は永々に伝うべく、君に対する道民諸君の尊敬と信頼はまことに言葉に尽せないものがあります。(拍手)

森君は、きわめて温厚篤実で、竹を割つたよくな明剛淡白な性格であり、その人柄は人を引きつけにはおかなかつたのであります。しかし、反面、父君の血を受けて進取果斷、志すところは必ず貫くという信念と努力の人であります。また、少年時代からまれに見る勉強家で、中央大学卒業後、間もなく母校の講師に迎えられ、教鞭をとられたほどの秀才であります。比較的晚学をもつて世に出られた君は、後進をいくくしむの情に厚く、長く

中央大学の評議員として母校の発展に尽されたのであります。君の病あつとの報を耳にした中央大学の関係者が、まくら元に詰め切っておられたとのことであります。が、母校における君の人望がいかに厚かったかを十分に物語るものと存じます。(拍手)

家庭にあっては、三男一女の父親として、母堂、夫人とともに、まことに円満幸福な生活を楽しんでおられました。君は高齢の母堂に仕えて奉養至らざるなく、その美しい母子の情愛は人々を深く感動させたのであります。今君に先だたれた母堂の御悲嘆は、お察しするに余りあるのであります。

去る十一月初め、君は、北海道の中標津における演説会でにわかに倒れ、以来東大病院に入院、加療に努められましたが、御家族の懇切至らざるなき看護もむなしく、五十五才を一期として、ついに永眠されたのでありますて、痛惜きわまりない次第であります。

現下、内外の情勢はますます多事多端であります。われわれは君が今後も活躍を大いに期待していたのであります。が、今や通常国会の開会に当たり、この練達にしてしかも前途なお有為の人材をわが衆議院から永遠に失いましたことは、国家にとりまことに大きな損

失と申さなければなりません。（拍手）

ここに、森君生前の人となりをしのび、その功績をたたえ、つつしんで哀

（拍手） 悼の言葉といたす次第であります。

海外同胞引揚及び遣族扶護に関する

する調査をなすため委員二十五人よりなる特別委員会を設置す

ノートルダム特別委員会報告書 の件(議長発議)

○議長(加藤鑑五郎君) 特別委員会の設置につきお詣りいたします。

海外同胞引揚及び遣家族援護に関する調査をなすため、委員二十五名より

なる特別委員会を設置いたしたいと思ふ。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤錦五郎君） 御異議なしと認めます。よつて、その通り決しました。

卷之三

公職選舉法改正は閣下の御主張な
すため委員二十五人よりなる特

別委員会を設置するの件（議長
発議）

○議長(加藤鎌五郎君) 次に、公職選

拳法改正に関する調査をなすため、委員二十五名よりなる特別委員会を設置

いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○議長(加藤鉄五郎君) 御異議なしと認めます。よって、その通り決しました。

た。

○議長(加藤錦五郎君) 次に、科学技術振興の対策を樹立するため、委員会を設置するの件(議長発議)
十五名よりなる特別委員会を設置いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(加藤錦五郎君) 御異議なしと認めます。よって、その通り決しました。

国土の総合開発について諸施策を樹立するため委員二十五人よりなる特別委員会を設置するの件
(議長発議)

○議長(加藤錦五郎君) 次に、国土の総合開発について諸施策を樹立するため、委員二十五名よりなる特別委員会を設置いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(加藤錦五郎君) 御異議なしと認めます。よって、その通り決しました。

○議長(加藤錦五郎君) たゞいま議論せられました四特別委員会の委員は追つて指名いたします。

○議長(加藤錦五郎君) 裁判官訴追委員の予備員の選挙

員の予備員が一名欠員となつておられますので、この際その選挙を行ひます。議長は、鐵道建設審議会委員に久松田君を指名いたします。

○議長（加藤鑑五郎君） 御異議なし、認めます。

議長は、鐵道建設審議会委員に久松田君を指名いたします。

○議長（加藤鑑五郎君） 松澤君の動議に御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤鑑五郎君） 松澤君の動議に御異議ありませんか。

員の選挙は、その手続を省略して、議長において指名せられ、その職務を順序については議長において定められることを望みます。

○議長（加藤鑑五郎君） 松澤君の動議に御異議ありませんか。

員の選挙は、その手続を省略して、議長において指名せられ、その職務を順序については議長において定められることを望みます。

○議長(加藤鑑五郎君) この際、中央選舉管理会委員及び同予備委員の指名を行います。

○松澤雄藏君 中央選舉管理会委員及び同予備委員の指名については、議において直ちに指名せられんことをみます。

○議長(加藤鑑五郎君) 松澤君の動に御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(加藤鑑五郎君) 御異議なし認めます。

議長は、中央選舉管理会委員に山貫一君、中御門經民君、芹澤彌衡君、山崎廣君及び松村眞一郎君を指名いたします。

また、中央選舉管理会委員の予備員に近藤英明君、小島靈君、藤牧新君、岡崎三郎君及び赤木正雄君を指いたします。

國立近代美術館評議員会評議員任命につき国会法第三十九条但書の規定により議決を求める件

○議長(加藤鑑五郎君) お詰りいたしました。内閣から、國立近代美術館議員会評議員に本院議員北村徳太君、同佐藤觀次郎君及び參議院議員屋敷次郎君を任命するため、国会法三十九条但書の規定により本院の議を得たいとの申し出があります。右

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
○議長（加藤鑑五郎君） 御異議なく認めます。よって、その通り決しました。
○議長（加藤鑑五郎君） 結核予防審議会委員任命につき同会法第三十九条但書の規定により議決を求めるの件
○議長（加藤鑑五郎君） 次に、内閣勝俣總君を任命するため、国会法第十九条但書の規定により本院の議決を求めるの件
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
○議長（加藤鑑五郎君） 御異議なし認めます。よって、その通り決しました。
○議長（加藤鑑五郎君） 番系業振興審議会委員任命につき国会法第三十九条但書の規定により議決を求めるの件
○議長（加藤鑑五郎君） 次に、内閣五十九歳吉藏君及び参議院議員重政康君を任命するため、国会法第三十九条但書の規定により本院の議決を得たとの申し出があります。右申し出の通り決するに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○議長(加藤鑑五郎君) 御異議なしと認めます。よって、その通り決しました。

公正取引委員会委員任命につき司

卷之三

○議長(加藤錦五郎君) 次に、内閣から、原子力委員会委員に石川一郎君及び兼重寛九郎君を任命したいとの、原子力委員会設置法第八条第一項の規定により本院の同意を得たいとの申し出があります。右申し出の通り同意を与えるに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(加藤錦五郎君) 御異議なしと認めます。よって、同意を与えるに決しました。

○議長(加藤鑑五郎君) 次に、内閣から、日本銀行行政政策委員会委員に山添利作君を任命したいので、日本銀行法第十三条ノ四第三項の規定により本院の同意を得たいとの申し出があります。右申し出の通り同意を与えるに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(加藤鑑五郎君) 御異議なしと認めます。よって、同意を与えるに決しました。

文化財保護委員会委員任命につき
同意を求めるの件

○議長(加藤鑑五郎君) 次に、内閣から、文化財保護委員会委員に細川義立君及び川北祐一君を任命したいので、文化財保護法第九条第一項の規定により本院の同意を得たいとの申し出があります。右申し出の通り同意を与えるに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(加藤鑑五郎君) 御異議なしと認めます。よって、同意を与えるに決しました。

運輸審議会委員任命につき同意を
求めるの件

一項の規定により本院の同意を得たいたいとの申し出があります。右申し出の通り同意を与えるに決まり同議を与えるに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○議長(加藤錦五郎君) 御異議なしと認めます。よって、同意を与えるに決しました。

日本電信電話公社経営委員会委員
任命につき同意を求めるの件

○議長(加藤錦五郎君) 次に、内閣から、日本電信電話公社経営委員会委員に大和田悌二君を任命したいので、日本電信電話公社法第十二条第一項の規定により本院の同意を得たいとの申し出があります。右申し出の通り同意を与えるに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○議長(加藤錦五郎君) 御異議なしと認めます。よって、同意を与えるに決しました。

高知県における教育についての紛糾事件に関する緊急質問（原田憲介提出）

○松澤雄義君 議事日程追加の緊急動議を提出いたしました。すなわち、この際、原田憲君提出「高知県における教育についての紛糾事件に関する緊急質問を許可せられることを望みます。

○議長(加藤錦五郎君) 松澤君の動議に御異議ありませんか。

○議長(加藤錦五郎君) 御異議なしと認めます。よつて、日程は追加せられました。
高知県における教育についての紛糾事件に関する緊急質問を許可いたします。
原田憲君。

〔原田憲君登壇〕

○原田憲君 私は、自由民主党を代表いたしまして、ただいま議題となりました高知県における教育の紛糾事件について、政府に対し緊急質問をいたそうとするものでござります。

この事件が始まりましてから、去る十五日に、日教組の委員長が問題の高知県吾川郡仁淀高校を訪れて、そちらにて村民から暴行を受けたというような事件にまで発展をいたしまして、大へん大問題になつてきておるのでござりますが、この紛糾はすでに約五十日にお及んでおるのでございます。私は、実際にこの事件を見て参りまして、この事件の内容について調査をいたしておりますので、一日も早くこの事件の解消をされるおるか、また、されんとするか、また、いかなる措置がよいかといふようなことについてお尋ねもし、御見解を伺いたいと思うのであります。

高知県は、日本教職員組合の中でも最も先鋭なる高知県教組——先生の組合を持つておるところでございます。日

の批判を受けて、この絶対反対の態度は、九月十五日全国一斉教育ストを行した際に、全国人民、全教員の支持を得ることができず、ほとんどの教員はこれに参加しなかつたという事実をもつて、勤評反対に対する勝負はついておる。すなはち、日教組の中央で組んだ指令といふものは、六十万の教員から不信任されたのである。日本国民は、勤務評定を実施することが必要であるということを、九月十五日にはつきり、明確にいたしました。

(拍手)しかるに、第二波、第三波に際して、高知県教組は——現在の日本教職員組合では、その後におけるところの一斉ストに際しましても、あるいは午後二時までは授業をやろうといふよな線を出してきます。高知県教組だけは十割ストをやろうといふよな取り決めをいたす先鋭分子がリードしておりまして、今日、この委員長、副委員長は、高知県下においては共産党員であるということは、もう通説になつておるのでござります。その先鋭分子が高知県の教育界を握り、教組の委員長が教育長を勤めておつて、高知県の教育行政の実態は、県教組の思うままになつておつた。この教育行政に対し、新しい教育長が選ばれてこれを是正せんといいたしますと、教組は、いわゆる集団の力で押しかけて、あるいは教育長をカソ詰にして小便もさせないといふようなところの不法監禁をあえてし

ての鬭争並びに最近における暴行事件は、まことに私は遺憾にたえないところであります。いかなる場合におきましても、暴力によつて自分の主義、主張を実現しようとするような行動は、私は、民主主義を毒するものであり、いかなる理由であろうとも、そういうものは、民主政治、民主国家を守る上から、これは嚴重にそういうことのないようになければならぬと思います。(拍手)この意味におきまして、今回のことにつきましても十分にその真相を明らかにし、また、これに関しては、暴力等を用いた者に対しましては、それぞれ法規の命ずるところによつて厳正に処置する考え方であります。(拍手)
○國務大臣(灘尾弘吉君登壇)
〔國務大臣灘尾弘吉君登壇〕
お答えをいたします。

勤務評定の実施をめぐりまして各地にいろいろな紛争を生じておりますことは、かねがね申し上げておることであります。まことに残念に存じます。ことに、その問題をめぐりまして暴力さが伝えられるということは、遺憾千万に存じます。ただいま総理も申されましたごとく、暴力は絶対に容認するわけに参りません。ことに、勤務評定の問題をめぐりまして、これに賛成せられたる側においても、また、これに反対せられたる側におきましても、暴力行為は断じて容認するわけに参らぬと思う

において過日起りました事件は、まさに不幸なことと存じ、心から遺憾を存じております。小林委員長を初め、被害を受けられました諸君に対しましては、ほんとうにお氣の毒に存じ、御同情にたえぬ次第であります。

この高知県の問題についての原田君の御質問は、これに対しても政府としては一体いかなる措置をとったか、また、いかなる措置をとらんとするか、こういうふうな意味における御質問と伺つたのでござります。仰せの通り、この森小学校の事件は相当長い期間にわたつておるのであります。今日、父兄が学校の一部を使用いたしまして、ほかから先生を雇つてきて教育をしておるといふような状況であります。その事柄は、もとより、さわめて異常な事柄であります。私は、かような事態がすみやかに解消いたしまして、正常な状態に回復することを急願いたしております。この問題につきましては、地元の当局といたしましても、もちろん、今日までいろいろな努力を傾注して参つたのであります。文部省といたしましても、しばしば、地方の当局にいたしまして、いろいろこの問題に關注しまして、すみやかなる解決を奨励して参りました。また、教育長を招致いたしまして、いろいろこの問題に閣下の御質問についての打ち合せもいたしましたわけであります。この村に対しましては、県の委員会当局といたしましては、

いろいろ懇談を重ねており、一時は解決の曙光も見えたかと思つたのであります。しかし、外部からオルグの諸君がたびたび入って参りまして、でき上りそらなものもござれてしまつたのが、今までの状況であつたのであります。まことに残念に存じております。問題は、もちろん、森小学校の状態が異常な状態でありますので、すみやかに平常な状態に返らなければなりません。ただ、これをやりますためには、単に一片の通牒で解決するとか、法規の解釈で解決するとか、さう簡単な状態ではないよう思ふのではありません。なぜなら、そこには、すみやかに村民と……（発言する者あり）村民と学校職員との間に信頼関係が回復いたしまして、なごやかな気持で今後の教育ができるような状態にしなければならぬ。そういうふうな信頼関係が、今日、根本的にそこなわれておるのであります。まことに残念でありますけれども、これを何とか回復し、学校の職員と地元の住民と、これがほんとうに協力提携いたしまして、仲よく子供の教育のためにやつて参るという、その姿はいかにすれば実現し得るか、かような点を基本といたしまして、この対策は立てていかなければならぬと思うのであります。今日までもやつて参りましたが、私は、教育委員会当局を督励いたしまして、外部からの不當な勢力の介入を

なる解決を見まするよう、できるだけの努力もいたしたいとは思ひますし、地方に対しましても、これに対してもその趣旨をもつて督励いたして参りたいと思つております。(拍手)

〔國務大臣青木正君登壇〕

○國務大臣(青木正君) 動機や理由のいかんを問わず、暴力の許すべからざることは申し上げるまでもないことでありますて、私どもは、今回の事件につきまして、まことに遺憾に存する次第であります。特に、事前にこれを防止することのできなかつたことを、まさに残念に存する次第であります。

警察いたしましては、申し上げるまでもなく、現地の本部長が全責任を持つておりますので、現地におきまして、この事件発生直後、直ちに捜査本部を設けまして、事犯の捜査を開始いたしておりますのであります。警務庁において、この事件発生後、直ちに捜査本部につきまして厳重に捜査し、そらして、法に照らしまして厳重に処分するより、手配をいたしておる次第であります。(拍手)

○議長（加藤謙五郎君） 松澤君の動議に御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤謙五郎君） 御異議なしと認めます。よって、日程は追加せられました。

勤務評定実施をめぐる暴力事件に關する緊急質問を許可いたします。辻原弘市君。

〔辻原弘市君登壇〕

○辻原弘市君 私は、日本社会党を代表いたしまして、ただいま議長より許可されました勤評問題に関連する暴力問題等に關して、總理並びに関係各大臣に若干の質問をいたさんとするものであります。（拍手）

ただいま同僚原田君の御質問を拜聴いたしましたのであります。私の受けた印象を率直に申し上げますならば、これは、起つておる暴力事件についての重大性を認識された御質問というよりもむしろ、何かこれらの背景について肯定をせられるかのような印象を、私は率直に受けたのであります。（拍手）これは私の受け取り方であります。原田君には、はなはだ失礼かもわかりませんけれども、今回、去る十五日に起きました高知県仁淀村の事件といふものは、私はさような事の理由を云々すべき問題ではないと思うのであります。きわめて重大な集団暴力的な事件

として、われわれは、あげて遺憾千万なりといわざるを得ないのであります。この事件の経過を見ますと、新聞紙上にも報道されておりますするよう、ただ単なる個別の事件ではなく、「教育父母の会」と称する一部父兄住民の計画的犯行であると見られるのであります。事件の概要是、当日たまたま同村森小学校の留宿問題の実情調査と子供たちの慰問を兼ねて訪れた小林委員長の一行に対し、これらの会員が騒ぎ立て、そのために慰問も調査も行うことができず、一行は仁淀高校に引き揚げ、七時ごろより二階の裁縫室で父兄との懇談会を開催しておる最中に、酒気を帶びて約三百名近い会員が押しかけ、ついには乱入し、電源を切り、教室にビケを張り、口々に小林氏らの名前を呼びながら、目つぶしを食わせ、火鉢、机、いす、アイロンなど、手当り次第に投げつけ、人事不省に至るまで、なぐる、けるの乱暴な限りを尽したといふのであります。全く言語道断な、おそるべき計画的な集団暴行なりと申さざるを得ません。(拍手)

ところが、不思議なことには、このようないかんな計画的な犯行であり、当然、事前に不穏の空気が察知されておったはずがない。のみならず、この暴行が相当長時間にわたって行われているにもかかわらず、現地の警察は、その間全くの無警戒状態にあえて放置しておった

(拍手)ところが、この警察当局が、当夜、事件直後数時間後に、県教組幹部十一人を、十二月二十九日のできごとにおいて、事人命に因する事件が起きている最中、その被害者の側である教組の幹部を、時を同じくして逮捕するなどということは、およそ非常識であります。また、だれしも、そこに何らかの意図的なものを感ぜざるを得ない

のであります。(拍手)こう言えば、警察当局は、いや決してそうではないと言われるかもしれません、だれが考へても納得のできる事柄ではあります。また、だれしも、そこに何らかの意図的なものを感ぜざるを得ない

のであります。(拍手)こう言えば、警察当局は、いや決してそうではないと言われるかもしれません、だれが考へても納得のできる事柄ではあります。また、だれしも、そこに何らかの意図的なものを感ぜざるを得ない

ところでありまして、警察怠慢のそしりを免れまいと思うのであります。

(拍手)ところが、この警察当局が、当夜、事件直後数時間後に、県教組幹部十一人を、十二月二十九日のできごとにおいて、事人命に因する事件が起きている最中、その被害者の側である教組の幹部を、時を同じくして逮捕するなどということは、およそ非常識であります。また、だれしも、そこに何らかの意図的なものを感ぜざるを得ない

払つたといなれば、一部父兄によつてとられた子供の登校拒否、さらには教員の登校を妨害している行為、あるいは任命権者にあらざる地教委が教員を任用するなどという不法行為に対し、何がゆえに、違法性を明らかにして、きせんとした処置がとられなかつたのでありますか。また、どうして父兄に対して説得、警告を積極的に行わなかつたのでありますか。

かつて、九月十五日の総評の統一行動の際、総評がとらんとした登校拒否の戦術に對して、いち早く、これは学校教育法の就学義務に違反する行為であり、処罰の対象とすると、声を大にして警告したのは、文部省、政府ではなかつたか。その文部省が、まだ政府が、この仁淀の問題、いや、仁淀だけではありません。群馬県沼田市の場合は、一向に知らぬ顔をしているといふことは、一休どうしたことでありますか。こうしたことは、勤評賛成、反対といふ根本問題とはおのずから別個の問題であります。賛成だろうが、反対であろうが、違法として処置してこそ、初めて公正な態度であり、信頼される文教行政と言ひ得るのあります。文部当局がこのよくなへんばな態度に終始しているものだから、県教委、地教委がこれに追随し、現地での対立関係に油を注いでいるのであります。このことは、さらに地域住民に力を与え、勤評賛成であれば、

(号外)

官報

どんな手段に訴えてもかまわないのだといふ安易感を次第に植えつけ、今回のような暴力行為等の背景を作つたところでは申せないのであります。(拍手)この文部省の態度は群馬県の問題にもあり、全国的にその傾向が見受けられると思つてあります。文部大臣の見解を私は承わりたいと思います。

次に伺いたいことは、今回の仁淀事件でも、その中心となつているのは、「教育父母の会」という、一部の父兄によって作られた団体であります。各地において、あるいは「教育を守る会」、あるいは「教育振興会」などと、名称は多少異なるが、その性格はほとんど同一であります。これらの団体の傾向は、必ずしも純粹な教育関係の団体とは受け取られがたい節のあることを、この際指摘いたしておきたいと思うのであります。(拍手)一般地域住民が教育目的のために団体を結成する、それ自体はまことに歓迎すべきことであります。しかしそれが特定の政党と結びつき、あるいは保守党議員の選挙運動を利用して、片寄つたイデオロギーを掲げ、現実にそれを教育の場に利用され、また、片寄つたイデオロギーを掲げ、現実にそれを教育の場に押しつけていくがことは、もはや善意の教育団体とは理解できがたいのです。群馬県下の一例をあげれば、故意に教組を誹謗し、教組と共に産党を結びつけ、悪意に満ちたビラ

を配布するなど、あたかも右翼団体が教組を攻撃するそれと同一の姿では思つてあります。なぜなれば、強め、さらにはまた、現在自由民主党と考へるのも、決してちがち過ぎてゐる。文部省の見解を私は承わりたいと思つてあります。

次に伺いたいことは、今回の仁淀事件でも、その中心となつているのは、「教育父母の会」という、一部の父兄によって作られた団体であります。各地において、あるいは「教育を守る会」、あるいは「教育振興会」などと、名称は多少異なるが、その性格はほとんど同じであります。これらの団体の傾向は、必ずしも純粹な教育関係の団体とは受け取られがたい節のあることを、この際指摘いたしておきたいと思うのであります。(拍手)一般地域住民が教育目的のために団体を結成する、それ自体はまことに歓迎すべきことであります。しかしそれが特定の政党と結びつき、あるいは保守党議員の選挙運動を利用して、片寄つたイデオロギーを掲げ、現実にそれを教育の場に利用され、また、片寄つたイデオロギーを掲げ、現実にそれを教育の場に押しつけていくがことは、もはや善意の教育団体とは理解できがたいのです。群馬県下の一例をあげれば、故意に教組を誹謗し、教組と共に産党を結びつけ、悪意に満ちたビラ

を配布するなど、あたかも右翼団体が教組を攻撃するそれと同一の姿では思つてあります。なぜなれば、強め、さらにはまた、現在自由民主党と考へるのも、決してちがち過ぎてゐる。文部省の見解を私は承わりたいと思つてあります。

次に伺いたいことは、今回の仁淀事件でも、その中心となつているのは、「教育父母の会」という、一部の父兄によって作られた団体であります。各地において、あるいは「教育を守る会」、あるいは「教育振興会」などと、名称は多少異なるが、その性格はほとんど同じであります。これらの団体の傾向は、必ずしも純粹な教育関係の団体とは受け取られがたい節のあることを、この際指摘いたしておきたいと思うのであります。(拍手)一般地域住民が教育目的のために団体を結成する、それ自体はまことに歓迎すべきことであります。しかしそれが特定の政党と結びつき、あるいは保守党議員の選挙運動を利用して、片寄つたイデオロギーを掲げ、現実にそれを教育の場に利用され、また、片寄つたイデオロギーを掲げ、現実にそれを教育の場に押しつけていくがことは、もはや善意の教育団体とは理解できがたいのです。群馬県下の一例をあげれば、故意に教組を誹謗し、教組と共に産党を結びつけ、悪意に満ちたビラ

を配布するなど、あたかも右翼団体が教組を攻撃するそれと同一の姿では思つてあります。なぜなれば、強め、さらにはまた、現在自由民主党と考へるのも、決してちがち過ぎてゐる。文部省の見解を私は承わりたいと思つてあります。

次に伺いたいことは、今回の仁淀事件でも、その中心となつているのは、「教育父母の会」という、一部の父兄によって作られた団体であります。各地において、あるいは「教育を守る会」、あるいは「教育振興会」などと、名称は多少異なるが、その性格はほとんど同じであります。これらの団体の傾向は、必ずしも純粹な教育関係の団体とは受け取られがたい節のあることを、この際指摘いたしておきたいと思うのであります。(拍手)一般地域住民が教育目的のために団体を結成する、それ自体はまことに歓迎すべきことであります。しかしそれが特定の政党と結びつき、あるいは保守党議員の選挙運動を利用して、片寄つたイデオロギーを掲げ、現実にそれを教育の場に利用され、また、片寄つたイデオロギーを掲げ、現実にそれを教育の場に押しつけていくがことは、もはや善意の教育団体とは理解できがたいのです。群馬県下の一例をあげれば、故意に教組を誹謗し、教組と共に産党を結びつけ、悪意に満ちたビラ

いができないのであるか。当事者に会い、また、第三者の意見をも徴し、何ゆえ話し合いによる解決への道を開かないのですか。心ある国民は、何人もこれを今日期待しております。先般、各大学の総長、学長らのあつせんに対しても、大臣はきわめて冷淡な態度をとり、いたく国民を失望せしめております。この際、教育が正常な姿に立ち返るために、既往にとらわれず、積極的に事態解決への道を開かれる御決意ありやいなや、大臣から率直に聞いておきたいと思うのであります。

最後に、私は内閣の責任者である岸

総理大臣にお伺いをいたしたい。総理

は、はなはだ失礼であるが、今日口頭禪

になりつつあるとは言ふものの、三悪

迫放を唱えられた御當人であります。

しかし、今回の仁淀村の暴力事件は、

勤評を強行しようとする岸内閣の政

策の中から発生した、きわめて皮肉

な、また遺憾な問題であります。いか

なる理由にもよれ、かかる暴力の横行

は、法治国家として断じて見のがすわ

けには参りません。私は、暴力迫放を

豪語する總理に、その具体的処置と所

信のほどを承わりまして、今後の参考

に資したいと思うのであります。同時に、また、かかる問題を惹起した根本

原因は、先刻から申しております

ように、官僚独善的な勤評強行の政府

の態度にあるのであって、私は、すみ

ます。

勤評問題につきましては、これはす

べに幾たびか国会におきましたが、論議

をされ、あらゆる面において議論をさ

れてきたところであります。そろし

育の本質にかんがみ、事態解決に当るゆえ話し合いによる解決への道を開かないのですか。心ある国民は、何人もこれを今日期待しております。先般、各大学の総長、学長らのあつせんに対しても、大臣はきわめて冷淡な態度をとり、いたく国民を失望せしめております。この際、教育が正常な姿に立ち返るために、既往にとらわれず、積極的に事態解決への道を開かれる御決意ありやいなや、大臣から率直に聞いておきたいと思うのであります。

最後に、私は内閣の責任者である岸

総理大臣にお伺いをいたしたい。総理

は、はなはだ失礼であるが、今日口頭禪

になりつつあるとは言ふものの、三悪

迫放を唱えられた御當人であります。

しかし、これを最後にお伺いをいたし

ます。(拍手)

【國務大臣岸信介君登壇】

○國務大臣(岸信介君) お答えをいた

します。

先ほども原田君の質問に答えたので

あります。私が、その動機や主張や

考え方をどういうところにあるうとも、

暴力をもつて自分の考えを実現しよう

といふことは、民主国家の敵であつて、

そういうことは、断固として、法の命ず

るところによつてこれを阻止していく

と、いうことを申しております。今回の

事件に関しまして、私は、先ほども

従来政府がとつてきておるところの態

度を統けていくつもりであります。

今後努力するつもりであります。勤評

問題に対する根本的な態度としては、

問題

省が一つの計画を押しつけておるとかいうふうなこともあります。各地の方の自主的な判断によって決定せられた計画が実施に移されておるわけであります。さよう御了承願いたいと思うのであります。

神奈川県の行政措置についてのお尋ねがございましたが、過日、神奈川県におきまして、少し長い名称なので記憶をいたしておりませんけれども、教職員の自発的な意欲によって勤務成績が上がるようなどいような趣旨の行政措置といらものが決定をせられたのであります。果して、これが、神奈川県教育委員会として勤務評定を実施するつもりでおやりになつたのかどうか、それはよくわからぬのであります。その内容を拝見しますと、私どもが現行法のもとにおいて考えておる勤務評定とはどうも違つておるのじやないか、かうような疑問を持つのであります。ただいま、文部省といたしましては、この神奈川県の行政措置なるものがいかなるものであるか、いかなる考え方のもとに立案せられたものであるか、さよくなことについて慎重に検討をいたしております。お話を通りに、相当長い日々を費しまして研究せられました結果、これができておるのであります。そのこと自体について、私はいいとか悪いとか申すのございません。また、それが価値があるとかないとかいうことを申すの

これが果して現行法のいわゆる勤務評定に該当するものなりやいなや、そこにはかなり疑問点があると思ひますので、この点について十分検討を加えました上で、文部省の態度を決定いたしたいと思っておる次第であります。これにつきましては、さように御了承願いたいと思うのであります。(拍手)

最後に、日教組との関係でございます。日教組の諸君が今日と申しますか、私に交渉したいというので面会を求めておられる事実はございます。このことにつきましては誤解のないようになってお聞き取りを願いたいと思いますが、私は、日教組であろうが、どこであろうが、絶対に面会しなければならぬものとも思いませんし、同時にまた、絶対に面会を拒否する理由もないのです。私が面会することが適當であると考え、あるいは必要があると考えます場合には、自由にお目にかかるつもりでございます。ただ、日教組の考え方といたしまして、何か、文部省に対しまして——この点は一つ誤解のないように御了解を願いたいと思うのですが、文部省に対しまして、何か労働組合が企業主体に対しても団体交渉でもやるようなつもりを持つておられるのではないかといふことがあります。私は、日本教職員組合は文部省に対して団体交渉権を持つておる団体とは思つておりません。

(拍手)そういうような意味合いにおいで、私は何か団体交渉でもしようと、うような考え方で面会を求められておられるが、これには応じるわけには参らない。しかし、そうでなくて、お互に、確かに、あるいは紳士的に、お目にかかるて、いろいろお話を伺うといふことは、あえて拒否する理由もございません。ただ、現在の日教組と政府との関係と申しますか、文部省との關係におきましては、にわかにお目にかかるわけには参らぬと思っておりまます。お目にかかりましていろいろお話ををするような雰囲気がないということでも、皆さんも御承知を願いたいと思うのであります。会うか会わないかはどうぞ一つ私におまかせを願いたいと思うのでござります。(拍手)

のであります。また、距離が非常に遠いので、その点で本部と連絡いたしましても、参りますまでに相当の時間がかかるというようなこともあったのです。お詫び申します。

なお、計画的ではなかつたかといふような御指摘であります。現在捜査中でありますので、その捜査の結果を待たなければ、何とも断言することはできないと思うのであります。

それから、県教組の検挙の問題と何か関連があるのでないかといふ御指摘であります。これは全然別個の問題であります。御承知のように、十二月二十九日、三十日にわたつて行なれました、教育長の監禁と申しますが、この問題に関連して警察当局は前々から捜査いたしており、そちらでたまたまその日に検挙するといふことになつただけのことでありまして、全然関連のない問題でござります。

それから、群馬県における問題につきましては、言うまでもなく、動評あるものに警察は介入すべきものではありません。しかしながら、教組あるいは父兄、いすれを問わず、不法事態に対しましては、警察は厳正な態度をもつて臨むべきことは言うまでもないのであります。現在、群馬県の事件につきましても、捜査中のものが四件ほど、調査中のものが六件ほどあります。警察は、決してそういう問題につきまして手をこまぬいて見ておるとい

うことはないのあります。いや、しかも不法の事態がありましたが、は厳重に処断する、処罰する、こういう考え方方に立っております。(拍手)

〔国務大臣愛知揆一君登壇〕

○國務大臣(愛知揆一君) 人権擁護に対する御質疑に対してお答え申し上げます。実は、わが国人権擁護の制度は、世界にも比類のないといわれるほどの一応の形式は整えておるわけであります。こうして、人権擁護の衝に当りますのは、誠心誠意、汲くましいほどの努力をもつてその職に当つております。ただ、先ほど御指摘がございましたが、勤評問題をとつてみまして、勤評に賛成であるといふ人たちに対しても、村八分的な、相当ひどいことが行われておる事例があるのであります。たゞ、先ほど御指摘がございましたが、勤評問題をとつてみまして、私どもとしては、一方に偏せず、眞に人権が擁護できるよう、ことに世界人権宣言が採択せらるまとしてからちょうど十年でございまが、この宣言の趣旨に即しまして措置をするように考えておるわけであります。具体的にどういう措置をするかといふお尋ねがございましたが、われわれとしては、十分に調査をいたしました、その結果によつて、法律の定めるところに従つて、勧告をするなり、あるいはその他の具体的な措置をすることに相なつておりますが、その方向に従つて、ただいま問題の高知県の問題その他の点につきまして十分に

(専門委員及び幹事)

第十二条 会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 会議に、幹事を置く。

3 専門委員及び幹事は、非常勤とする。

(資料提出の要求等)

第十三条 会議は、その所掌事務を行なうため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

(附則)

第十四条 この法律に定めるものほか、会議に関し必要な事項は、政令で定める。

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。(第六条第一項第六号の議員の任期の特例)

2 この法律施行の後最初に任命される第六条第一項第六号の議員の任期は、第八条第一項の規定にいかわらず、内閣総理大臣の指定するところにより、一人については一年六月、二人については三年とする。(総理府設置法の一部改正)

3 総理府設置法(昭和二十四年法)

律第二百一十七号)の一部を次のよう改訂する。

第十五条 第一項の表中台風常襲地帯対策審議会の項の次に次のよう加える。

(科学技術会議設置法(昭和三十一年法)の規定によるその権限に属せしめられた事項を行なうこと)

4 科学技術庁設置法(昭和三十一一年法律第四十九号)の一部を次のように改訂する。

(科学技術庁設置法の一部改正)

第十二条第一項の表中科学技術審議会の項を削る。

(特別職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律の一部改正)

5 特別職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律(昭和三十三年法律第八十六号)の一部を次のように改訂する。

(科学技術会議設置法(昭和三十一年法)の施行の日から)を

この法律施行の後最初に任命される第六条第一項第六号の議員の任期は、第八条第一項の規定にいかわらず、内閣総理大臣の指定するところにより、一人については三年とする。

この法律施行の後最初に任命される第六条第一項第六号の議員の任期は、第八条第一項の規定にいかわらず、内閣総理大臣の指定するところにより、一人については三年とする。

この法律施行の後最初に任命される第六条第一項第六号の議員の任期は、第八条第一項の規定にいかわらず、内閣総理大臣の指定するところにより、一人については三年とする。

この法律施行の後最初に任命される第六条第一項第六号の議員の任期は、第八条第一項の規定にいかわらず、内閣総理大臣の指定するところにより、一人については三年とする。

この法律施行の後最初に任命される第六条第一項第六号の議員の任期は、第八条第一項の規定にいかわらず、内閣総理大臣の指定するところにより、一人については三年とする。

この法律施行の後最初に任命される第六条第一項第六号の議員の任期は、第八条第一項の規定にいかわらず、内閣総理大臣の指定するところにより、一人については三年とする。

この法律施行の後最初に任命される第六条第一項第六号の議員の任期は、第八条第一項の規定にいかわらず、内閣総理大臣の指定するところにより、一人については三年とする。

この法律施行の後最初に任命される第六条第一項第六号の議員の任期は、第八条第一項の規定にいかわらず、内閣総理大臣の指定するところにより、一人については三年とする。

理由

科学技術の振興の重要性にかんがみ、総理府に、科学技術会議を置く必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○内海安吉君

〔報告書は会議録追録に掲載〕

〔内海安吉君登壇〕

○内海安吉君

たたいま議題となりました。両法案につきまして、内閣委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

憲法調査会法の一部を改正する法律案は、憲法調査会の事務量の増加に伴い、事務処理の円滑をはかるため、事務局の職員五人を増員して、その定員を十二人とするものであります。

科学技術会議設置法案は、科学技術に関する重要な事項について、関係行政機関の施策の総合調整をはかるため、内閣総理大臣の諮問機関として科学技術会議を設置し、これを総理府の附屬機関に加え、従来の科学技術庁の附屬機関である科学技術審議会を廃止するものであります。

もなく、討論の通告もありませんた

慎重審議の結果本院を通過した法案と

法案について三木国務大臣より、それぞれ詳細な説明を聽取したのであります。

両法案とも、前国会においては赤城

内閣官房長官より、科学技術会議設置案について三木国務大臣より、それを十二人とするものであります。

科学技術会議設置法案は、科学技術

に関する重要な事項について、関係行政機関の施策の総合調整をはかるため、内閣総理大臣の諮問機関として科

三十三年法律第八十六号)の一部を次のように改訂する。

(科学技術会議設置法(昭和三十三年法律第八十六号)の一部改正)

この法律施行の後最初に任命される第六条第一項第六号の議員の任期は、第八条第一項の規定にいかわらず、内閣総理大臣の指定するところにより、一人については三年とする。

この法律施行の後最初に任命される第六条第一項第六号の議員の任期は、第八条第一項の規定にいかわらず、内閣総理大臣の指定するところにより、一人については三年とする。

この法律施行の後最初に任命される第六条第一項第六号の議員の任期は、第八条第一項の規定にいかわらず、内閣総理大臣の指定するところにより、一人については三年とする。

この法律施行の後最初に任命される第六条第一項第六号の議員の任期は、第八条第一項の規定にいかわらず、内閣総理大臣の指定するところにより、一人については三年とする。

この法律施行の後最初に任命される第六条第一項第六号の議員の任期は、第八条第一項の規定にいかわらず、内閣総理大臣の指定するところにより、一人については三年とする。

これを任命することとしております。その任期は三年、うち一人は、日本学会技術会議の運営にあつては、専門委員会長とともに、それぞれ非常勤といたしております。

なお、政府の説明によると、科学技術会議の運営に当つては、関係行政機関の専管に属する事項のみを対象とした審議は行なわれることなく、また、大学の学問研究の自由は尊重されることはなつております。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(加藤鑑五郎君) これより採決といたします。

まず、日程第一につき採決いたしました。本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告の通り決するに賛成の諸君の起立を求めます。

○議長(加藤鑑五郎君) 起立多数。

よって、本案は委員長報告の通り可決いたしました。(拍手)

次に、日程第二につき採決いたしました。本案は委員長報告の通り決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(加藤鑑五郎君) 「賛成議なし」と呼ぶ者あり

○議長(加藤鑑五郎君) 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告の通り可決いたしました。

附帯決議

科学技術会議の運営にあつては、専門委員会長とともに、それぞれ非常勤といたします。

第二 学問研究の自由を確保することといたしております。

右決議する。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(加藤鑑五郎君) これより採決といたします。

まず、日程第一につき採決いたしました。本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告の通り決するに賛成の諸君の起立を求めます。

○議長(加藤鑑五郎君) 「賛成議なし」と呼ぶ者あり

○議長(加藤鑑五郎君) 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告の通り可決いたしました。

次に、日程第三につき採決いたしました。本案は全会一致をもつて、科学技術会議設置法案の通り可決いたしました。

〔賛成議なし〕

○議長(加藤鑑五郎君) 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告の通り可決いたしました。

次に、日程第三につき採決いたしました。本案は全会一致をもつて、いすれも原案の通り可決すべきものと決定いたしました。

なお、日本社会党の受田委員より科学技術会議設置法案に対する附帯決議案が提出され、全会一致の議決を見た

法試験法の一部を改正する法律案を議題といたします。委員長の報告を求めてあります。法務委員会理事福井盛太君。

○議長(加藤鑑五郎君) 日程第三、司法試験法の一部を改正する法律案を議題といたします。委員長の報告を求めてあります。法務委員会理事福井盛太君。

司法試験法の一部を改正する法律案	右
国会に提出する。	昭和三十三年十二月十日
内閣総理大臣 岸 信介	
司法試験法の一部を改正する法律案	一 憲法 二 民法 三 商法 四 刑法
司法試験法の一部を改正する法律案	五 次の科目のうち受験者のあらかじめ選択する一科目

司法試験法(昭和二十四年法律第百四十号)の一部を次のように改正する。	第三条中「一般教養科目について」の下に短答式(紙一式を含む。以下同じ。)及び論文式による」を加える。
第四条第一項中「左の」を「次の」に改め、同項第四号中「司法試験管理委員会」を「司法試験管理委員会規則」に改める。	第五条第一項中「第六条に定める科目について筆記及び」を「次条に定めるところによつて、短答式及び論文式による筆記並びに」に改める。
第六条を次のように改める。	(第二次試験の試験科目等)
第六条 短答式による試験は、次の三科目について行う。	1 この法律は、昭和三十六年一月一日から施行する。
2 論文式による試験は、短答式による試験に合格した者につき、次の七科目について行う。	3 口述試験は、筆記試験に合格した者につき、その者が論文式によつて行う。

司法試験法の一部を改正する法律案	六 次の科目のうち受験者のあらかじめ選択する一科目。ただし、民事訴訟法及び刑事訴訟法は、前号において選択しなかつた場合に限り、選択することがができる。
司法試験法の一部を改正する法律案	七 次の科目のうち受験者のあらかじめ選択する一科目
司法試験法の一部を改正する法律案	八 福井盛太君登壇
司法試験法の一部を改正する法律案	〔報告書は会議録追録に掲載〕
司法試験法の一部を改正する法律案	○福井盛太君 ただいま議題となりました司法試験法の一部を改正する法律案につきまして、法務委員会における審議の経過並びに結果を御報告申上げます。

司法試験法の一部を改正する法律案	第三に、司法試験管理委員会は、試験科目のうち相当と認めるものについて試験の範囲を限定することができる。
司法試験法の一部を改正する法律案	第四に、論文式による試験については、現行の試験科目七科目を、必須五科目及び選択二科目とに分けまして、選択科目には新たに政治学、経済原論、財政学、会計学、心理学、経済政策、社会政策等を加えることに改めた者に限り受験することができる。
司法試験法の一部を改正する法律案	第五に、論文式による試験については、現行の試験科目七科目を、必須五科目及び選択二科目とに分けまして、選択科目には新たに政治学、経済原論、財政学、会計学、心理学、経済政策、社会政策等を加えることに改めた者に限り受験することができる。
司法試験法の一部を改正する法律案	第六に、論文式による試験については、現行の試験科目七科目を、必須五科目及び選択二科目とに分けまして、選択科目には新たに政治学、経済原論、財政学、会計学、心理学、経済政策、社会政策等を加えることに改めた者に限り受験することができる。
司法試験法の一部を改正する法律案	第七に、論文式による試験については、現行の試験科目七科目を、必須五科目及び選択二科目とに分けまして、選択科目には新たに政治学、経済原論、財政学、会計学、心理学、経済政策、社会政策等を加えることに改めた者に限り受験することができる。

司法試験法の一部を改正する法律案	正せんがため、本案が提出せられたのあります。
司法試験法の一部を改正する法律案	すなわち、改正点の第一は、第二次最初に行われる第一次試験の筆記試験を免除されたものについての範囲を定めることができる。
司法試験法の一部を改正する法律案	口述試験の科目は、憲法、民法、商法、刑法、民事訴訟法及び刑事訴訟法の六科目とする。
司法試験法の一部を改正する法律案	理由
司法試験法の一部を改正する法律案	司法試験制度運用の実情にかんがみ、第二次試験の試験科目等を改める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。
司法試験法の一部を改正する法律案	司法試験の筆記試験を免除する。
司法試験法の一部を改正する法律案	第十五条第一項を削り、同条第三項を同条第二項とする。
司法試験法の一部を改正する法律案	第十七条第一項中「司法試験管理委員会は、」の下に「第四条第一項第四号及び第六条第四項に定めるもの外、」を加える。
司法試験法の一部を改正する法律案	附則第四項中「第六条第一項及び第二項の規定にかかるらず、左の四科目について試験を行い、その他の科目についての試験」を「第二次試験中短答式による筆記試験並びに次の四科目以外の科目についての論文式による筆記試験及び口述試験」に改める。
司法試験法の一部を改正する法律案	(第二次試験の試験科目等)
司法試験法の一部を改正する法律案	第六条 短答式による試験は、次の三科目について行う。
司法試験法の一部を改正する法律案	1 この法律は、昭和三十六年一月一日から施行する。
司法試験法の一部を改正する法律案	2 この法律の施行の前最後に行われた第二次試験の筆記試験に合格した者につき、その者が論文式によつて行う。

ては、十二月十六日政府より提案理由の説明を聽取した後、質疑並びに討論の申し出がないのでこれを省略し、直ちに採決いたしましたところ、本法案は政府原案通り全会一致をもって可決せられた次第であります。

次いで、本法案に対し、自由民主党、日本社会党共同提案による附帯決議の動議が提出せられました。決議案の内容は、

附帯決議案

一、本案による必須科目的制度は今後大学の学制改正と照し合せつつ、たゞ検討すること。

二、司法試験監理委員会委員は将来これを相当数増員し、これが選任に付いては公正を期すること。

三、司法試験監理委員の選任については公正を期すること。

四、短答式試験においてはなるべく多數を合格せしむること。

右決議する。
右のことであります。よつて、右決議案を採決いたしましたところ、これまで公会一致をもつて可決せられました。右、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(加藤錦五郎君) 採決いたしました。本案は委員長報告の通り決するに御異議ありませんか。

「[異議なし]と呼ぶ者あり」

○議長(加藤錦五郎君) 御異議なしと認めます。よつて、本案は委員長報告の通り可決いたしました。

第一条 この法律は、公共用水域の水質の保全を図り、あわせて水質の汚濁に関する紛争の解決に資する水洗炭業をいう。(以下同じ。)に係る事業場、公共下水道又は都

日程第四 公共用水域の水質の保全に関する法律案(内閣提出)

日程第五 工場排水等の規制に関する法律案(内閣提出)

○議長(加藤錦五郎君) 日程第四、公用用水域の水質の保全に関する法律案、日程第五、工場排水等の規制に関する法律案、右両案を一括して議題といたします。委員長の報告を求めま

す。商工委員会理事中村幸八君。

右

公共用水域の水質の保全に関する法律案

国会に提出する。

昭和三十三年十二月十日

内閣総理大臣 岸 信介

公共用水域の水質の保全に関する法律

第一章 総則(第一条—第三条)

第二章 水質基準(第四条—第十一条)

第三章 水質審議会(第十二条—第十八条)

第四章 和解の仲介(第十九条—第二十三条)

附則 第一章 総則(目的)

第一条 この法律は、公共用水域の水質の保全を図り、あわせて水質の汚濁に関する紛争の解決に資する水洗炭業をいう。(以下同じ。)に係る事業場、公共下水道又は都

るため、これに必要な基本的事項を定め、もつて産業の相互協和と公衆衛生の向上に寄与することを目的とする。

(水質の保全)

第二条 何人も、公共用水域及び地下水の水質の保全に心掛けなければならない。

(定義)

第三条 この法律において「公共用

水域」とは、河川、湖沼、港湾、沿岸海域その他の公共の用に供される水域及びこれに接続する公共

溝渠、かんかい用水路その他の公共の用に供される水路(公共下水道及び都市下水路(下水道法(昭和三十三年法律第七十九号)第二条

第三号及び第四号に規定する公共下水道及び都市下水路をいふ。以下同じ。)を除く。)をいう。

2 この法律において「水質基準」とは、工場若しくは事業場(工場排水等の規制に関する法律(昭和十年法律第十一号)第二条第二項に規定する特定施設を設置する工場又は事業場をいう。)(鉱山(鉱山保安法(昭和二十四年法律第七十号)第二条第二項本文に規定する鉱山をいう。)、水洗炭業(水洗炭業に関する法律(昭和三十三年法律第百三十四号)第二条に規定する水洗炭業をいう。以下同じ。))

3 前項の水質基準は、第一項の指定の要件となつた事実を除去し又は防止するため必要な程度をとらないものでなければならない。

4 経済企画庁長官は、指定水域を指定し、及び水質基準を定めようとするときは、水質審議会の議を経なければならない。これらを変更しようとするときも、同様とする。

(意見の聴取)

5 評議會に於ける意見の聴取

(調査に対する協力)

6 調査に対する協力

(資料の提出の要求等)

7 評議會に於ける資料の提出の要求等

(遵守義務)

8 評議會に於ける遵守義務

(違反の取扱い)

9 評議會に於ける違反の取扱い

(罰則)

10 評議會に於ける罰則

(施行期日)

11 評議會に於ける施行期日

(附則)

12 評議會に於ける附則

市下水路から次条第一項に規定する指定水域に排出される水(以下単に「排出水」という。)の汚濁(放射線を発生する物質による汚染を除く。以下同じ。)の許容限度をい

う。

第二章 水質基準

(指定水域及び水質基準)

第四条 経済企画庁長官は、公共用

水域のうち、当該水域の水質の汚濁が原因となつて関係産業に相当の損害が生じ、若しくは公衆衛生の又はそれのおそれの高いものを、水域を限つて、指定水域とし

て指定する。

5 指定水域の指定及び水質基準の設定並びにこれらの変更は、前項の公示によつてその効力を生ずる。

(公示)

6 経済企画庁長官は、指定水域を

指定するときは、当該指定水域に

係る水質基準を定めなければなら

ない。

(資料の提出の要求等)

7 評議會に於ける資料の提出の要求等

(遵守義務)

8 評議會に於ける遵守義務

(違反の取扱い)

9 評議會に於ける違反の取扱い

(罰則)

10 評議會に於ける罰則

(施行期日)

11 評議會に於ける施行期日

(附則)

12 評議會に於ける附則

(施行期日)

13 評議會に於ける施行期日

ようとするときは、あらかじめ関係都道府県知事の意見をきかなければならぬ。これらを変更しようとするとするときも、同様とする。

(公示等)

第六条 経済企画庁長官は、指定水

域を指定し、及び水質基準を定め

るときは、当該指定水域及び水質

基準を公示するとともに、その旨

を関係行政機関の長に通知しなければならない。これらを変更するときも、同様とする。

(公示)

第七条 排出水を排出する者は、當該指定水域に係る水質基準を遵守

する。

(遵守義務)

第八条 経済企画庁長官は、この法

律の目的を達成するため必要があ

ると認めるときは、関係行政機関

の長に対し、必要な資料の提出及

び説明を求めることができる。

(資料の提出の要求等)

第九条 経済企画庁長官は、この法律の目的を達成するため特に必要があ

ると認めるときは、関係行政機関の

長に対し、勧告することができ

(調査に対する協力)

第十条 経済企画庁長官は、指定水

域を指定し、及び水質基準を定め

目次中「第十条」を「第十二条」に、

四 前三号に掲げるもののほか、
公共用海域の水質の調査その他

第一条第二十条」を、「(第十九条—第二十三条)」を「(第二十一条—第二十五条)」に改める。

第三条第二項中「次条第一項」を

「第五条第一項」に改める。

第二十二条及び第二十三条をそれ

ぞれ第二十四条及び第二十五条とす

る。

第二十一条中「第十九条」を「第二十一条」に改め、同条に次の「一項を

加え、同条を第二十三条とする。

2 前項の場合において、一の紛争

に係る申立が二以上の都道府県知事になされたときは、当該都道府

県知事は、協議により仲介員を指定することができる。

第十九条及び第二十条をそれぞれ

第二十一条及び第二十二条とする。

第十二条を第十四条とし、以下第十八条まで二条ずつ繰り下げる。

第十一條第一項を次のようにより改め、同条を第十三条とする。

2 審議会は、経済企画庁長官の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

一 調査基本計画の決定及びその変更に関すること。

二 指定水域の指定及びその変更に関すること。

三 水質基準の設定及びその変更に関すること。

第四条 経済企画庁長官は、次条第一項及び第二項に規定する指定水域の指定及び水質基準の設定の円滑な実施を図るため、公共用海域の水質の調査に関する基本計画（以下「調査基本計画」という。）を立案し、水質審議会の議を経て、

うち、汚水又は廢液（以下「汚水

立する」といふ。）を排出するものであ

うとするときも、同様とする。

2 経済企画庁長官は、前項の規定により調査基本計画を定め又は変更したときは、これを公表するとともに、関係行政機関の長に通知しなければならない。

第十条中「指定水域の指定」を「調査基本計画の決定、変更及び公表、指定水域の指定」に改め、同条を第十二条とする。

第七条を第九条とし、以下第九条まで二条ずつ繰り下げる。

第六条を第七条とし、同条の次に

次の二条を加える。

（関係行政機関の義務）

第八条 前条第一項の通知を受けた

関係行政機関の長は、指定水域の水質の保全に関する事項に係る事務を処理するにあたつては、当該

指定水域に係る水質基準を尊重してしなければならない。

第五条を第六条とし、第四条第一項中「おそれの高いもの」を「おそれのあるもの」に改め、同条を第五条とし、同条の前に次の二条を加える。

（調査基本計画）

第一条 この法律は、製造業等における事業活動に伴つて発生する汚水等の処理を適切にすることにより、公共用海域の水質の保全を図ることを目的とする。

（目的）

第二条 この法律において「指定水域」とは、公共用海域の水質の保全に関する法律（昭和年法律第一号）第三条第一項に規定する公共用海域をいう。

5 この法律において「公共用海域」とは、公共用海域の水質の保全に関する法律（昭和年法律第一号）第三条第一項に規定する公共用海域をいう。

6 この法律において「水質基準」とは、公共用海域の水質の保全に関する法律第三条第二項に規定する水質基準をいう。

7 この法律において「指定水域」とは、公共用海域の水質の保全に関する法律第四条第一項に規定する指定水域をいう。

（水質の保全）

第三条 特定施設を設置している者は、その特定施設から排出される汚水等の処理を適切にし、公共用海域の水質の保全に心掛けなければならない。

（特定施設の設置等の届出）

第四条 工場排水等を指定水域に排出する者は、特定施設を設置し、

は、製造業等の用に供する施設の

又は変更しようとするとき（政令

で定める軽微な変更をしようとするときを除く。）は、あらかじめ、主務省令で定めるところにより、主務大臣で定めるところにより、次

の事項を主務大臣に届け出なければならない。

一 氏名又は名称及び住所

二 工場又は事業場の名称及び所在地

三 特定施設の種類

四 特定施設の設置又は変更に関する計画

五 特定施設の使用の方法

六 汚水等の処理の方法

七 工場排水等の水質

八 その他主務省令で定める事項（経過措置）

第五条 一の水域が指定水域となつた際現に特定施設を設置している者（設置の工事をしている者を含む。以下この条において同じ。）であつて工場排水等を当該指定水域に排出するもの又は一の施設が特定施設となつた際現にその施設を設置している者であつて工場排水等を指定水域に排出するものは、当該水域が指定水域となつた日又は当該施設が特定施設となつた日から三十日以内に、主務省令で定めるところにより、前条各号（第四号を除く。）に掲げる事項を主務大臣に届け出なければならない。

い。

(特定施設の使用の方法等の変更
の届出)

第六条 第四条又は前条の規定による届出をした者は、その届出に係る第四条第五号又は第六号に掲げる事項を変更しようとするときは、あらかじめ、主務省令で定めることにより、次の事項を主務大臣に届け出なければならない。たゞ、工場排水等の水質の変更を伴わない場合その他政令で定める場合は、この限りでない。

一 特定施設の使用の方法又は汚水等の処理の方法

二 工場排水等の水質

(汚水等の処理の方法の計画の変更等の命令)

第七条 主務大臣は、第四条又は前条の規定による届出があつた場合において、工場排水等の水質が当該指定水域に係る水質基準に適合しないと認めるときは、その届出を受理した日から六十日以内に限り、その届出をした者に対し、汚水等の処理の方法に関する計画の変更を命ずることができる。

2 主務大臣は、第四条の規定によると届出があつた場合において、工場排水等の水質が当該指定水域に係る水質基準に適合しないと認めるときは、その届出をした者に対し、汚水等の処理の方法に関する命令

2 主務大臣は、第四条の規定によると届出があつた場合において、工場排水等の水質が当該指定水域に係る水質基準に適合せず、かつ、前項の規定による命令によつては當該工場排水等の水質を当該水質基準に適合させることができない。

難であると認めるときは、その届出を受理した日から六十日以内に限り、その届出をした者に対し、特定施設の設置又は変更に関する事項を変更しようとするときは、あらかじめ、主務省令で定め

ることにより、次の事項を主務大臣に届け出なければならない。たゞ、工場排水等の水質の変更を命ずることにより、その工場排水等の水質を計画の変更又は廃止を命ずることができる。

(実施の制限)

第八条 第四条又は第六条の規定による届出をした者は、その届出を受理された日から六十日を経過した後でなければ、その届出に係る特定施設を設置し、若しくは変更し、又は特定施設の使用の方法若しくは汚水等の処理の方法を変更してはならない。

2 主務大臣は、必要があると認めるとときは、前項の期間を短縮することができる。

(使用開始の届出)

第九条 第四条又は第六条の規定による届出をした者は、その届出に係る特種施設又は汚水処理施設の設置又は変更の工事をした場合において、その工事に係る施設の全部又は一部の使用を開始したときは、その日から十五日以内に、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

(氏名の変更等の届出)

第十一条 第四条又は第五条の規定による届出をした者は、その届出に係る第四条第一号、第二号若しくは第八号に掲げる事項に変更があ

つたとき、又はその届出に係る特定施設の使用を廃止したときは、定施設の使用を廃止したときは、その日から十五日以内に、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

(承継)

第十一條 第四条又は第五条の規定による届出をした者からその届出に係る特定施設を譲り受け又は借り受けた者は、当該特定施設に係る当該届出をした者の地位を承継することができる。

2 第四条又は第五条の規定による届出をした者について相続又は合併があつたときは、相続人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人は、当該届出をした者の地位を承継する。

3 前二項の規定により第四条又は第五条の規定による届出をした者の地位を承継した者は、その日から十五日以内に、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

(前二項の規定により立入検査をすることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

(汚水等の処理の方法の改善等の命令)

第十一条 主務大臣は、工場排水等の水質が当該指定水域に係る水質基準に適合しないと認めるときは、その工場排水等を指定水域に排出する者に対し、期限を定めて、汚水等の処理の方法の改善、

必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(水質の測定)

第十三条 工場排水等を指定水域に排出する者であつて政令で定めるものは、主務省令で定めるところにより、その工場排水等の水質を

測定し、その結果を記録しておかなければならぬ。

(立入検査)

第十四条 主務大臣は、指定水域の水質の保全を図るために必要な限度において、その職員に、工場排水等を指定水域に排出する者の工

場又は事業場に立ち入り、その者の帳簿書類、特定施設、汚水処理施設その他の物件を検査させることができる。

(異議の申立)

第十五条 この法律の規定によつてした処分に対して不服のある者は、その処分のあつたことを知つた日から三十日以内に、その旨を記載した書面をもつて、主務大臣に異議の申立てをすることができる。

2 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(報告の徴収)

第十六条 国は、汚水処理施設の設置を促進し、公共用水域の水質の保全に資するため、汚水処理施設の設置又は改善につき必要な資金の確保、技術的な助言その他の援助に努めるものとする。

(国との援助)

第十七条 主務大臣は、特定施設から排出される汚水等の処理を適切にするため、これに関する技術の研究を推進し、その成果の普及に努めるものとする。

(技術的研究)

第十八条 この法律の規定によつてした処分のあつたことを知つた日から三十日以内に、その旨を記載した書面をもつて、主務大臣に異議の申立てをすることができる。

(異議の申立て)

第十九条 主務大臣は、前条の異議の申立てがあつたときは、異議の申立てをした者に対する相当な期間をおいて予告をした上、公開による聴聞を行わなければならない。

(前項の予告)

2 前項の予告においては、期日、場所及び事案の内容を示さなければならない。

3 聆聞に際しては、異議の申立てした者及び利害関係人に対し、そ

の事案について証拠を提示し、意見を述べる機会を与えるべきではない。

第二十条 主務大臣は、前条の聽聞をした後、文書をもつて決定をし、その写を異議の申立をした者に送付しなければならない。

(主務大臣) 第二十一条 この法律において主務大臣は、特定施設の種類ごとに政令で定めるところにより、大蔵大臣、厚生大臣、農林大臣、通商産業大臣又は運輸大臣とする。

2 この法律において主務省令は、大蔵省令、厚生省令、農林省令、通商産業省令、運輸省令とする。

3 この法律により主務大臣の権限に属する事項は、政令で定めるところにより、地方支分部局の長又は都道府県知事に行わせることができる。

第二十二条 この法律により主務大臣は、人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前三条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本条の罰金刑を科する。

第二十三条 第七条第一項若しくは第二項又は第十二条の規定による命令に違反した者は、一年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

(罰則)

第二十四条 第四条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、五万円以下の罰金に処する。

(施行期日)

附 則

理由

期そろとするのが、本案の提案されました趣旨であります。

その要旨について申し上げますと、まず第一に、がけくずれ等による被害の復旧の場合のごとく、復興住宅の建設または補修に際し、宅地内における崩壊土砂の排除などの整地工事を必要とする場合、そのような整地に要する費用についても融資することと、第二に、災害復興住宅に対する貸付金の償還期限について、住宅の建設にかかるものについては從来の十五年を十八年に、住宅の補修にかかるものについては八年を十年に改めようとするものであります。なお、これらの措置は、いずれも昭和三十三年七月一日以降に発生した災害から適用することとなつております。

(号外)

本法案は、去る十二月十日本委員会に付託されましたが、質疑の詳細につきましては速記録を御参照願いたいと存じます。

かくて、討論を省略し採決の結果、全会一致をもつて原案の通り可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(加藤錦五郎君) 採決いたしました。本案は委員長報告の通り決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(加藤錦五郎君) 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告の通り可決いたしました。

日程第七 昭和三十三年七月、八月及び九月の豪雨及び暴風雨による被害農家に対する米穀の壳渡しの特例に関する法律案(内閣提出)	日程第八 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)
○議長(加藤錦五郎君) 日程第七、昭和三十三年七月、八月及び九月の豪雨及び暴風雨による被害農家に対する米穀の壳渡しの特例に関する法律案、日程第八、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律案、右両案を一括して議題といたします。委員長の報告を求めます。農林水産委員会理事吉川久衛君。	和三十三年七月、八月及び九月の豪雨及び暴風雨による被害農家に対する米穀の壳渡しの特例に関する法律案、日程第八、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律案、右両案を一括して議題といたします。委員長の報告を求めます。農林水産委員会理事吉川久衛君。

第一条 この法律は、昭和三十三年七月、八月及び九月の豪雨及び暴風雨により政令で定める地域内において生じた災害(以下「災害」という。)に係る被害農家が食糧の用に供するため必要とする米穀の壳渡しについての特別の措置につき規定するものとする。	(趣旨)
第二条 この法律において「被害農家」とは、米穀を生産する農家であつて、災害による著しい減収のため、その生産に係る米穀がその農家の飯用消費量に著しく不足する旨の都道府県知事の認定を受けたものをいう。	第一条 この法律は、昭和三十三年七月、八月及び九月の豪雨及び暴風雨による被害農家に対する米穀の壳渡しの特例に関する法律案(内閣提出)

第三条 市町村が被害農家に対しその飯用消費量を基準とし災害による減収の程度を勘酌して農林大臣の定める数量の米穀を壳り渡すのに必要な数量の米穀を都道府県が当該市町村に壳り渡す場合には、政府は、当該都道府県に対しこれに必要な数量の米穀を農林省令で定める手続に従い壳り渡すものとする。	右
昭和三十三年七月、八月及び九月の豪雨及び暴風雨による被害農家に対する米穀の壳渡しの特例に関する法律案(内閣提出)	昭和三十三年七月、八月及び九月の豪雨及び暴風雨による被害農家に対する米穀の壳渡しの特例に関する法律案(内閣提出)

第四条 政府が前条の規定により都道府県に米穀を壳り渡す場合の価格は、被害農家が市町村から買入ける場合の当該米穀の購入価格	右
〔報告書は会議録追録に掲載〕	内閣総理大臣 岸 信介
昭和三十三年七月、八月及び九月の豪雨及び暴風雨による被害農家に対する米穀の壳渡しの特例に関する法律案(内閣提出)	内閣総理大臣 岸 信介
〔肝渡しの価格〕	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律(内閣提出)

もつて表示する公債を発行することができる。

2 前項の規定により公債を発行することができる金額の限度は、百八億円をその発行の時ににおける基準外國為替相場（外國為替及び外國貿易管理法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第七条第一項の基準外國為替相場をいう。）で換算したアメリカ合衆国通貨の金額（その発行につき発行価格差減額があるときは、これをうめるため必要な金額を加算した金額）とする。

（発行限度の越境）

第二条 政府は、前条の規定により公債を発行することができる金額のうち、昭和三十三年度においてその発行（次条の規定によりこれに代えてする借入金を含む。）をしなかつた金額があるときは、当該金額を限度として、昭和三十四年度において、同条第一項の公債を発行することができる。

（外貨借入金）

第三条 政府は、前二条の規定により公債を発行することができる場合には、その発行に代えて、アメリカ合衆国通貨をもつて表示する借入金をすることができる。（利子等の非課税）

第四条 第一条第一項の公債の利子及びその償還により受けるべき差

益（以下この項において「利子等」という。）については、租税その他の公課を課さない。ただし、所得税法（昭和二十二年法律第二十七号）第一条第一項に規定する個人、法人税法（昭和二十二年法律第二十八号）第一条第一項第一号に掲げる法人又はこれらに準するものとして政令で定めるものが支払を受ける利子等については、この限りでない。

2 所得税法第四十一条第二項の規定は、前項本文に規定する公債の利子で同項ただし書に規定する政令で定めるものが支払を受けるものについては、適用しない。（省令への委任）

第五条 前四条に定めるもののほか、第一条又は第二条の規定により、第四条に定めるもののはか、第一条又は第二条の規定により発行する公債及び第三条の規定による借入金に関する必要な事項による借入金は、大蔵省令で定める。

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 産業投資特別会計法（昭和二十八年法律第二十二号）の一部を次のように改正する。

第一条第二項中「特別減税国債の発行による収入金」の下に「、産業投資特別会計の貸付の財源に充てるための外貨債の発行に關する」

（業投資特別会計の貸付の財源に充てるための外貨債の発行に關する法律（昭和三十三年法律第二十八号））

第一条第一項の公債（以下「外貨債」という。）の発行又は同法第三条の借入金（以下「外貨借入金」という。）による収入金を加える。

第四条中「特別減税国債の発行による収入金」の下に、「外貨債の発行又は外貨借入金に因る収入金」を加える。

〔早川崇君登壇〕

○早川崇君 大だいま議題となりました二法律案につきまして、大蔵委員会における審議の経過並びに結果を簡単に御報告申上げます。

まず、賠償等特殊債務処理特別会計法の一部を改正する法律案について申し上げます。

第七条第二項第四号中「計画表」の下に「並びに外貨債の発行又は外貨借入金の借入を予定する年度にあつては、その発行又は借入及び償還の計画表」を加える。

第十四条中「特別減税国債の償還及び利子」の下に「外貨債又は外貨借入金の償還金及び利子」を加え、「並びに特別減税国債の発行及び償還に関する諸費」を、特別減税国債の発行及び償還に関する諸費を「、特

別減税国債の発行及び償還に関する諸費並びに外貨債又は外貨借入金の発行又は借入及び償還に関する諸費」に改める。

理由

産業投資特別会計の貸付の財源に充てるため、昭和三十三年度において百八億円相当額を限度として外貨

債を発行することができる」ととし、その発行限度の越境その他所要の規定を設ける必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

〔報告書は会議録追録に掲載〕

〔早川崇君登壇〕

○早川崇君 大だいま議題となりました二法律案につきまして、大蔵委員会における審議の経過並びに結果を簡単に御報告申上げます。

まず、賠償等特殊債務処理特別会計法の一部を改正する法律案について申し上げます。

第七条第二項第四号中「計画表」の下に「並びに外貨債の発行又は外貨借入金の借入を予定する年度にあつては、その発行又は借入及び償還の計画表」を加える。

第十四条中「特別減税国債の償還及び利子」の下に「外貨債又は外貨借入金の償還金及び利子」を加え、「並びに特別減税国債の発行及び償還に関する諸費」を、特別減税国債の発行及び償還に関する諸費を「、特

別減税国債の発行及び償還に関する諸費並びに外貨債又は外貨借入金の発行又は借入及び償還に関する諸費」に改める。

理由

産業投資特別会計の貸付の財源に充てるため、昭和三十三年度において百八億円相当額を限度として外貨

債を発行することができる」ととし、その発行限度の越境その他所要の規定を設ける必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

〔報告書は会議録追録に掲載〕

〔早川崇君登壇〕

○早川崇君 大だいま議題となりました二法律案につきまして、大蔵委員会における審議の経過並びに結果を簡単に御報告申上げます。

まず、賠償等特殊債務処理特別会計法の一部を改正する法律案について申し上げます。

第七条第二項第四号中「計画表」の下に「並びに外貨債の発行又は外貨借入金の借入を予定する年度にあつては、その発行又は借入及び償還の計画表」を加える。

第十四条中「特別減税国債の償還及び利子」の下に「外貨債又は外貨借入金の償還金及び利子」を加え、「並びに特別減税国債の発行及び償還に関する諸費」を、特別減税国債の発行及び償還に関する諸費を「、特

別減税国債の発行及び償還に関する諸費並びに外貨債又は外貨借入金の発行又は借入及び償還に関する諸費」に改める。

理由

産業投資特別会計の貸付の財源に充てるため、昭和三十三年度において百八億円相当額を限度として外貨

廣瀨勝邦君登壇

○廣瀬勝邦君 私は、日本社会党を代表いたしまして、ただいま上程になりました産業投資特別会計の貸付の財源につきまして、外貨債の発行に関する法律案に対し、反対の意を表明せんとするものであります。(拍手)

まず、私が冒頭に申し上げたいことは、同法案がきわめて重大な意義を有する法案であるという点であります。

ル表示の外債募集の手続事項を規定している、一見何のへんてつもない手続法であります。この手続法を通じて、岸内閣が何を期待しているかを考えると、その内容は、容易ならざる日本大経済への根本的影響をはらんでいる津

私が本法案に反対する第一の理由は、ただいま外債を発行するには決してよい条件ではないという点であります。政府は、今回の外債発行について最も重要な発行条件、すなわち、償還期限、名目利子、利回り等について、臨時国会でも、本国会でも、何一つ明らかにしていないのであります。むろん、明らかにし得なかつたというべくあります。

まず、この外債発行を引き受けるア
メリカ市場の現状についてあります
が、本年七月五年三厘七毛五絲で
あつた世銀の貸出金利が、九月には五
分七厘五毛、十月には六分に上昇して

おり、さらに、つい最近発行されました
は可能であり、外債による必要がない
、ふうりミト。オ反対資本計画

ニュージーランド、南ア連邦債を見直す
しても、長期もので名目金利が五分五厘
となつておりますて、このよくなな金利の
動きからすれば、明年一月ない
二月に外債を発行するとしまして、発
行者利回りはおそらく六分二厘五毛か
ら六分三厘五毛の間に予想されるので
あります。これでは、産投特別会計の
貸出金利が六分五厘であり、所要經費
と合せますと、利ざやは逆さやとな
てしまい、何をしているのかわからな
くなるのであります。(拍手)

は可能であり、外債による必要がない
という点であります。財政投融資計画
上の資金の調達は、国内においての原
資調達とあわせて全貌を明らかにすべ
きであると存するのであります。政
府は、この点、外債発行と財政投融資
計画の原資調達とを一丸として総合的
に考えていいのではないかと思いま
す。と申しますのは、この法案が初め
て提案されましたのは臨時国会であり
ましたが、当時でも運用部には四百億
円の余裕金があり、産投会計には百
十億円のインベントリーがあつたので
あります。また、運用部手持ちの国
債、金融債を政府が売却すれば、今回

か、その無定見も責められなければなりません。（拍手）

私は、外債一般を排除せよというのではありません。今回の場合のようには、金利高その他の条件が不利な場合でも、外資に依存せざるを得ないとする岸内閣の経済指導性の貧困と、その場当たりの金融政策が横行することとの不當を黙視することができないのです。日本経済には、今すぐにも外債を発行しなければならない理由は何一つないときに、一部でいわれるかのように、国際金融市場へハイブをはじるというような安直な表現によつてなされるこののような外債発行こそは、わが国金融政策として最も排撃すべき政策であり、われわれはこれに反対するのであります。（拍手）

經濟関係について、わが國が利益を受けている点を否定するものではありませんが、その結びつきによつて大きな不利益をも受けていることを、お互いに銘記すべきであろうと思います。われわれは、今こそ、このよろくな対米経済関係を真剣に再検討しなければならない時期だと考えるのであります。岸内閣は、外交上、日米安保条約の改定をみずからアメリカに売り込まんとして世の指弾を浴びておりますが、今まで、ここに、経済上わが国に少しも利益にならない外債を引き受けでもらおうとしております。かくては、どこに日本の自主性がありましょうか。今こそ、われわれは、日本の政治的、經濟的独立を考えなければならないときであります。

以上の観点から、ただいま上程され
ました法律案は、まさに国民の願つて
いる独立自主の外交、経済自立とは全
く背り合つて、さうして、そ

卷之三

まず、日程第九につき採決いたしました。本案は委員長報告の通り決するに御異議ありませんか。

は
經濟關係については、我が國が利益を受けている点を否定するものではあり

1

昭和三十三年十二月十八日 来議院会議録第五号 国会議員の秘書の給料等に関する法律案 海上運送法の一部を改正する法律案

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○副議長(正木清君) 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告の通り可決いたしました。

次に、日程第十につき採決いたしました。本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告の通り決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕
●副議長(正木清君) 起立多數。よつて、本案は委員長報告の通り可決いたしました。

●副議長(正木清君) 御異議なしと認めます。よつて、本案は委員長報告の通り可決いたしました。

す。議院運営委員会 理事荒船清十郎君。

給料等に関する法律(以下「改正後の法」という。)第三条の規定による期末手当の内払とみなす。この場合において、改正後の法第三条の規定による期末手当の額とすでに支給を受けた期末手当の額との差額は、この法律の施行の日から五日以内に支給する。

○副議長(正木清君) 採決いたしました。(拍手)
何とぞ御賛成あらんことをお願いいたします。

右の議案を提出する。
提出者
昭和三十三年十二月十八日

議院運営委員長 江崎 真澄

理由
「異議なし」と呼ぶ者あり」

○副議長(正木清君) 御異議なしと認めます。よつて、本案は可決いたしました。

海上運送法(昭和二十四年法律第百八十七号)の一部を次のよう

国会議員の秘書の給料等に関する法律(昭和三十二年法律第二百二十八号)の一部を改正する。

第三条第二項を次のよう改める。

第三条第二項を次のよう改め

る。

2 期末手当の額は、それぞれ前項

の期日現在において同項に規定す

る者が受けるべき給料月額に一般職の職員の給与に関する法律(昭

和二十五年法律第九十五号)の適

用を受ける職員の例により一定の割合を乗じて得た額とする。

1 この法律は、公布の日から施行し、昭和三十三年十二月十五日から適用する。

附 则
2 国会議員の秘書が改正前の国会

議員の秘書の給料等に関する法律の規定に基き昭和三十三年十二月十五日に支給を受けた期末手当

手当は、改正後の国会議員の秘書のため、これを上程し、その審議を進められることを望みます。

○副議長(正木清君) 松澤君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長(正木清君) 御異議なしと認めます。よつて、日程は追加せられました。

国会議員の秘書の給料等に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。提出者の趣旨弁明を許します。

海上運送法の一部を改正する法律案
右
国会に提出する。
昭和三十三年十二月十日

内閣総理大臣 岸 信介
海上運送法の一部を改正する法律案
右
案

海上運送法の一部を改正する法律
百八十七号)の一部を次のよう改

正する。

第二十八条各号列記以外の部分中

「であつて左の各号に該当する事項を内容としないもの」を削り、同条各号を削る。

第三十条第四号中「正当且つ合理的な理由」を「当該航路における船舶の供給が需要に対し過剰となることその他の正当且つ合理的な理由」に改め、同条に次の二号を加える。

六 運賃のべもどし(荷主が一定期間内に一定範囲の貨物の運送をもつばら一定の船舶運航事業者に行わせた場合に当該期間に

引き続く一定期間内に一定範囲の貨物の運送をその一定の船舶運賃及び料金の一部を返還する

ことをいふ。以下同じ。)により

かつたことを条件として、当該

の貨物の運送をその一定の船舶運航事業者に行わせな

ことをいふ。以下同じ。)により

荷主を不當に拘束し、又は運賃

のべもどしにより荷主を不當に

拘束する明示若しくは暗示の貨物の運送に関する結合、協定若しくは申し合わせに参加すること。

第三十条の二中「各号列記の部分を除く。」を削る。

第三十一条中「第二十八条各号若しくは」を削る。

第三十二条を次のように改める。

(運送秩序に関する勧告)

第三十二条 運輸大臣は、定期航路事業者(定期航路事業を営む者)と他の定期航路事業者(定期航路事業を営む者)との間に貨物の運送について過度の競争を生じ、又は生ずるおそれがある場合において、その競争が定期航路事業の健全な発達を阻害するおそれがあると認めるとときは、当事者に対して競争の停止又は防止のため必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

理 由

海運界の現状にかんがみ、その安定及び健全な発達を図るために、船舶運航事業者が締結することができる協定等の範囲を拡大する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

〔報告書は会議録追録に掲載〕

本法案は、十二月十日本委員会に付託され、同月十六日政府より提案理由の説明を聴取し、同月十八日、質疑、討論を省略し直ちに採決の結果、本法案は全会一致をもって政府原案通り可決いたしました。

○塙原俊郎君登壇

した海上運送法の一部を改正する法律案につき、運輸委員会における審査の経過並びに結果を御報告を申し上げます。

まず、本法案の要旨を簡単に御説明申し上げます。

現在、わが国をめぐる定期航路は過当競争に悩まされ、その運営基礎がきわめて不安定なものが多く、この航路不安全は海運業者の経営を著しく悪化させているのです。かかる航路不安全の原因は、現行の海上運送法が海運同盟に対し嚴重な規制を加えておりませんため、その活動が制限され、同盟の組織がきわめて薄弱であるがためであります。よって、かような実情にかんがみまして、運賃延べ戻し制、契約運賃制及び競争抑圧船の使用並びに加入制限に関する制限禁止規定を撤廃し、または緩和いたしまして、海運同盟がその本来の安定的機能を正常に發揮できるよう改めようとするのが、本改正案の第一の要点であります。

改正の第二の要点は、定期航路において過度競争が生じ、または生ずるおそれのある場合に、事態のすみやかな解決をはかるために、運輸大臣が所要の勧告をすることができるよう改める理由であります。

出席政府委員

内閣官房長官 赤城 宗徳君

警察庁長官 柏村 信雄君

文部省初等中等教育局長 内藤馨三郎君

法務省人権擁護局長 鈴木 才藏君

運輸省海運局長 朝田 静夫君

項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

一、去る十日、内閣から、原子力委員会委員に石川一郎君及び兼重寛九郎君を任命したいので、原子力委員会設置法第八条第一項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

一、去る十日、内閣から、原子力委員会委員に細川謙立君及び川北頼一君を任命したいので、原子力委員会設置法第八条第一項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

一、去る十日、内閣から、日本銀行行政策委員会委員に山添利作君を任命したいので、日本銀行法第十三条ノ四第三項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

一、去る十日、内閣から、文化財保護委員会委員に細川謙立君及び川北頼一君を任命したいので、文化財保護法第九条第一項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

一、去る十日、内閣から、運輸審議会委員に加藤闘男君を任命したいので、運輸省設置法第九条第一項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

一、去る十日、内閣から、運輸審議会委員に山口豪久一郎君を任命したいので、運輸省設置法第九条第一項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

○朗読を省略した報告

(要求書受領)

一、去る十日、内閣から、国立近代美術館評議員会評議員に本院議員北村徳太郎君、同佐藤潤次郎君及び参議院議員林屋龜次郎君を任命したいの

で、国会法第三十九条但書の規定により本院の議決を得たい旨の要求書を受領した。

一、去る十日、内閣から、結核予防審議会委員に参議院議員勝俣稔君を任命したいので、国会法第三十九条但書の規定により本院の議決を得たい旨の要求書を受領した。

一、去る十日、内閣から、蚕糸業振興審議会委員に本院議員五十嵐吉藏君及び参議院議員高崎達之助君を任命したいので、国会法第三十九条但書の規定により本院の議決を得たい旨の要求書を受領した。

一、去る十日、内閣から、日本電信電話公社法第十二条第一項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

一、去る十日、内閣から、日本電信電話公社法第十二条第一項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

一、去る十日、内閣から、大和田悌二君を任命したいので、日本電信電話公社法第十二条第一項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

一、去る十日、内閣から、通商産業大臣高崎達之助君を任命したいので、国会法第三十九条但書の規定により本院の議決を得たい旨の要求書を受領した。

一、去る十日、内閣から、農林大臣三浦一雄君を任命したいので、国会法第三十九条但書の規定により本院の議決を得たい旨の要求書を受領した。

一、去る十日、内閣から、文部大臣佐藤弘吉君を任命したいので、国会法第三十九条但書の規定により本院の議決を得たい旨の要求書を受領した。

一、去る十日、内閣から、厚生大臣鶴伍君を任命したいので、国会法第三十九条但書の規定により本院の議決を得たい旨の要求書を受領した。

一、去る十日、内閣から、建設大臣橋本榮作君を任命したいので、国会法第三十九条但書の規定により本院の議決を得たい旨の要求書を受領した。

一、去る十日、内閣から、郵政大臣寺尾豊君を任命したいので、国会法第三十九条但書の規定により本院の議決を得たい旨の要求書を受領した。

一、去る十日、内閣から、國務大臣正君を任命したいので、国会法第三十九条但書の規定により本院の議決を得たい旨の要求書を受領した。

（議長副議長選挙通知）

一、去る十三日本院は次の通り議長及び副議長を選挙した旨参議院及び内閣に通知した。

官報(号外)

(公布奏上通知書受領)

一、去る十五日参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律

(通知書受領)

一、去る十五日河野参議院事務総長から、鈴木事務総長宛、参議院は裁判官訴追委員大倉精一君の辞任を許可し、その補欠として北村暢君又同委員井村徳二君の逝去に伴う補欠として山本利寿君を選任した旨の通知書を受領した。

(政府委員承認)

一、昨十七日加藤議長は岸内閣総理大臣由出の、次の者を政府委員に任命することを承認した。

建設大臣官房長 鬼丸 勝之
建設省住宅局長 稲田 治

(政府委員任命通知受領)

一、岸内閣総理大臣から加藤議長宛、昨十七日議長において承認した鬼丸勝之外一名を同日政府委員に任命し、其旨の通知を受領した。

(政府委員自然消滅)

一、建設大臣官房長柴田達夫は建設事

務次官に、また、建設省住宅局長鬼丸

付任命及び補職されたので、それぞれの政府委員は自然消滅になつた。

(応召議員)

一、去る十五日召集に応じた議員は次の通りである。

岩手県第一区選出 萩原 正勝君

愛媛県第三区選出 毛利 松平君

山梨県選出 金丸 信君

富山県第二区選出 正力松太郎君

北海道第五区選出 松田 鐵藏君

富山県第一区選出 川村 繼義君

中村 時雄君

井岡 大治君

大西 正道君

石山 繩作君

淡谷 悠藏君

田中幾三郎君

神近 市子君

堂森 芳夫君

今村 等君

辻原 弘市君

太田 一夫君

栗林 三郎君

松浦 定義君

東海林 稔君

森本 靖君

横山 利秋君

河野 正君

五島 虎雄君

川村 繼義君

中村 時雄君

井岡 大治君

大西 正道君

石山 繩作君

淡谷 悠藏君

田中幾三郎君

神近 市子君

堂森 芳夫君

今村 等君

辻原 弘市君

太田 一夫君

佐野 寅治君

石川 次夫君

太田 一夫君

山崎 始男君

中村 英男君

赤路 友蔵君

阿部 五郎君

石野 久男君

松前 重義君

田中 稔男君

佐藤觀次郎君

足鹿 覚君

塚本 三郎君

四九

四八

四七

四六

四五

四四

四三

四二

四一

三四

三九

石田 宿全君

中井徳次郎君

六七八

久保田 豊君

北山 愛郎君

多賀谷眞穂君

原 茂君

七五

七六

七七

七八

吉川 兼光君

井伊 誠一君

加藤 鑑造君

吉川 兼光君

山下 築二君

矢尾喜三郎君

永井勝次郎君

竹谷源太郎君

六五

六六

六七

六八

六九

七〇

七一

七二

七三

七四

七五

七六

七七

九五	土井 直作君	一四〇	三鍋 義三君	農林水産委員会
九七	菊地義之輔君	一四五	西村 力弥君	理事 赤路 友藏君(理事赤路友
九八	今澄 勇君	一四六	木原津興志君	藏君去る十月二十九日委
九九	上林與市郎君	一四七	井手 以誠君	員辞任につきその補欠)
一〇〇	田中織之進君	一五二	日野 吉夫君	(常任委員辞任)
一〇一	受田 新吉君	一五三	島上善五郎君	一、去る十三日議長において、次の常
一〇二	八百板 正君	一五四	長谷川 保君	任委員の辞任を許可した。
一〇三	門司 亮君	一五六	島上善五郎君	内閣委員
一〇七	西村 榮一君	一五五	田万 廣文君	小金 義照君
一〇八	大矢 省三君	一六一	松本 七郎君	高橋 等君
一〇九	堀 昌雄君	一六二	松尾トシ子君	保科善四郎君
一一〇	廣瀬 勝邦君	一六三	山花 秀雄君	川崎末五郎君
一一一	角屋堅次郎君	一六九	中原 健次君	中村 幸八君
一一二	小澤 貞孝君	一七〇	岡田 春夫君	松田竹千代君
一一三	野口 忠夫君	一七一	赤松 勇君	三和 精一君
一一四	久保 三郎君	一七二	中村 高一君	外務委員
一一五	北條 秀一君	一七三	椎熊 三郎君	松田竹千代君
一一六	鈴木 一君	一七四	星島 二郎君	保科善四郎君
一一七	大野 幸一君	一七五	北海道第五区 選出議員	大蔵委員
一一八	小松信太郎君	一七六	池田正之輔君	田中 角榮君
一一九	中島 嶽君	一七七	(理事補欠選任)	社会労働委員
一二〇	森島 守人君	一七八	大倉 三郎君	運輸委員
一二一	高田 富之君	一七八	三三六	田中 角榮君
一二二	小松 茂一君	一七八	星島 二郎君	社会労働委員
一二三	中澤 幹君	一七八	大倉 三郎君	運輸委員
一二四	森島 守人君	一七八	三三七	大倉 三郎君
一二五	高田 富之君	一七八	池田正之輔君	通信委員
一二六	小松 幹君	一七八	(理事補欠選任)	地方行政委員
一二七	石村 英雄君	一七八	大倉 三郎君	地方行政委員
一二八	西村 英雄君	一七八	高橋 等君	内閣委員
一二九	西村 英雄君	一七八	保科善四郎君	外務委員
一三〇	西村 英雄君	一七八	松田竹千代君	大蔵委員
一三一	西村 英雄君	一七八	田中 角榮君	田中 角榮君
一三二	西村 英雄君	一七八	大倉 三郎君	社会労働委員
一三三	西村 英雄君	一七八	高橋 等君	運輸委員
一三四	西村 英雄君	一七八	保科善四郎君	決算委員
一三五	西村 英雄君	一七八	松田竹千代君	内閣委員
一三六	西村 英雄君	一七八	田中 角榮君	農林水産委員
一三七	西村 英雄君	一七八	大倉 三郎君	法務委員
一三八	西村 英雄君	一七八	高橋 等君	大蔵委員
一三九	西村 英雄君	一七八	保科善四郎君	文教委員
 一、去る十六日常任委員会において、 次の通り理事を補欠選任した。				
任委員の辞任を許可した。				
大蔵委員				
地方行政委員				
内閣委員				
久保田鶴松君				
 (理事補欠選任)				
一、去る十六日議長において、 次の通り常任委員会において、 (理事補欠選任)				
任委員の辞任を許可した。				
大蔵委員				
地方行政委員				
内閣委員				
久保田鶴松君				
 (理事補欠選任)				
一、去る十六日議長において、 次の通り常任委員会において、 (理事補欠選任)				
任委員の辞任を許可した。				
大蔵委員				
地方行政委員				
内閣委員				
久保田鶴松君				
 (議案受領)				
一、去る十五日参議院から受領した内 閣提出案は次の通りである。				

風俗営業取締法の一項を改正する法律案

一、去る十五日予備審査のため参議院から送付された次の議案を受領した。

国家公務員に対する寒冷地手当、石炭手当及び薪炭手当の支給に関する法律案

法律の一部を改正する法律案

一、昨十七日参議院から受領した内閣提出案は次の通りである。

臨時生鮮食料品卸売市場対策調査会設置法案

（議案付託）

一、去る十三日委員会に付託された議案は次の通りである。

農家負債整理資金金融通特別措置法案

（芳賀貢君外十一名提出、衆法第二号）

寒冷地畑作農業振興臨時措置法案（芳賀貢君外十七名提出、衆法第三号）

以上二件 農林水産委員会 付託

水質汚濁防止法案（赤路友藏君外四十六名提出、衆法第一号）

商工委員会 付託

一、去る十五日委員会に付託された議案は次の通りである。

風俗営業取締法の一部を改正する法律案（内閣提出第一七号）（参議院送付）

地方行政委員会 付託

一、去る十六日委員会に付託された議案は次の通りである。

地方財政再建促進特別措置法の一部を改正する法律案（中井徳次郎君外十名提出、衆法第五号）

昭和三十三年七月、八月及び九月の風水害により被害を受けた地方公共団体の起債の特例に関する法律案（門司亮君外十名提出、衆法第二〇号）

（議案付託）

一、去る十六日予備審査のため参議院から送付された議案は次の通りである。

下請代金支払遅延等防止法の一部を改正する法律案（田中武夫君外十三名提出、衆法第一二号）

（議案付託）

一、去る十三日予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。

最低賃金法案（勝間田清一君外十六名提出、衆法第九号）

（議案付託）

一、去る十六日委員会に付託された議案は次の通りである。

下請代金支払遅延等防止法の一部を改正する法律案（中井徳次郎君外十名提出、衆法第五号）

（議案付託）

一、去る十三日委員会に付託された議案は次の通りである。

農家負債整理資金金融通特別措置法案（芳賀貢君外十一名提出、衆法第二号）

（議案付託）

（議案付託）

正する法律案（勝間田清一君外十四名提出、衆法第八号）

失業保険金の給付日数に関する臨時措置法案（多賀谷眞穂君外十三名提出、衆法第九号）

（議案付託）

一、去る十三日参議院に送付した内閣提出案は次の通りである。

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案

（議案付託）

失業保険金の給付日数に関する臨時措置法案（多賀谷眞穂君外十三名提出、衆法第十号）

（議案付託）

四、調査の期間

本会期中

右によつて国政に関する調査を致し

たいから衆議院規則第九十四条规定によ

り承認を求める。

昭和三十三年十二月十六日

社会労働 園田 直
衆議院議長加藤鎌五郎殿

委員長

直

衆議院議長加藤鎌五郎殿

國政調査承認要求書

一、調査する事項

農林水産園田直

昭和三十三年十二月十六日

農林水産園田直

衆議院議長加藤鎌五郎殿

國政調査承認要求書

一、調査する事項

一、通商産業の基本施策に関する事項

二、經濟統合計画に関する事項

三、電気及びガスに関する事項

四、機械工業その他一般鉱工業に関する事項

五、織維産業に関する事項

六、通商に関する事項

七、中小企業に関する事項

八、特許に関する事項

九、私的独占禁止及び公正取引に関する事項

十、鉱業と一般公益との調整等に関する事項

十一、農林水産金融に関する事項

十二、農林水産災害に関する事項

十三、農林水産業の実情を調査し、その振興を図るため

十四、農林水産物に関する事項

十五、農林水産業団体に関する事項

十六、農林水産金融に関する事項

十七、農林漁業灾害に関する事項

十八、農林水産物に関する事項

十九、農林水産業の実情を調査し、その振興を図るため

二十、農林水産物に関する事項

二十一、農林水産物に関する事項

二十二、農林水産物に関する事項

二十三、農林水産物に関する事項

二十四、農林水産物に関する事項

昭和三十三年十二月十六日

本会期中

右によつて国政に関する調査を致し

たいから衆議院規則第九十四条规定によ

り承認を求める。

昭和三十三年十二月十六日

商工委員長 長谷川四郎
衆議院議長加藤鎌五郎殿商工委員長 長谷川四郎
衆議院議長加藤鎌五郎殿

國政調査承認要求書

一、調査する事項

一、陸運に関する事項

二、海運に関する事項

三、航空に関する事項

四、港湾に関する事項

五、海上保安に関する事項

六、觀光に関する事項

七、氣象に関する事項

八、観光に関する事項

九、氣象に関する事項

十、農業と一般公益との調整等に関する事項

十一、農林水産金融に関する事項

十二、農林水産業の実情を調査し、その振興を図るため

十三、農林水産物に関する事項

十四、農林水産物に関する事項

十五、農林水産物に関する事項

十六、農林水産物に関する事項

十七、農林水産物に関する事項

十八、農林水産物に関する事項

十九、農林水産物に関する事項

昭和三十三年十二月十六日

運輸委員長 塚原 俊郎
衆議院議長加藤鎌五郎殿

國政調査承認要求書

一、調査する事項

一、郵政事業に関する事項

二、郵政監察に関する事項

三、電気通信に関する事項

四、電波監理及び放送に関する事項

五、郵政事業、郵政監察及び郵政省所管行政事務の改善を図るために

六、建設委員長 堀川 恒平
衆議院議長加藤鎌五郎殿

七、小委員会の設置、関係各方面より説明聴取及び資料の要求等

八、文教委員長から提出した次の国政調査承認要求に対し、議長は昨十七日これを承認した。

九、文教委員長から提出した次の国政調査承認要求に対し、議長は昨十七日これを承認した。

十、文教委員長から提出した次の国政調査承認要求に対し、議長は昨十七日これを承認した。

十一、文教委員長から提出した次の国政調査承認要求に対し、議長は昨十七日これを承認した。

十二、文教委員長から提出した次の国政調査承認要求に対し、議長は昨十七日これを承認した。

十三、文教委員長から提出した次の国政調査承認要求に対し、議長は昨十七日これを承認した。

十四、文教委員長から提出した次の国政調査承認要求に対し、議長は昨十七日これを承認した。

十五、文教委員長から提出した次の国政調査承認要求に対し、議長は昨十七日これを承認した。

十六、文教委員長から提出した次の国政調査承認要求に対し、議長は昨十七日これを承認した。

十七、文教委員長から提出した次の国政調査承認要求に対し、議長は昨十七日これを承認した。

十八、文教委員長から提出した次の国政調査承認要求に対し、議長は昨十七日これを承認した。

十九、文教委員長から提出した次の国政調査承認要求に対し、議長は昨十七日これを承認した。

二十、文教委員長から提出した次の国政調査承認要求に対し、議長は昨十七日これを承認した。

二十一、文教委員長から提出した次の国政調査承認要求に対し、議長は昨十七日これを承認した。

二十二、文教委員長から提出した次の国政調査承認要求に対し、議長は昨十七日これを承認した。

二十三、文教委員長から提出した次の国政調査承認要求に対し、議長は昨十七日これを承認した。

二十四、文教委員長から提出した次の国政調査承認要求に対し、議長は昨十七日これを承認した。

二十五、文教委員長から提出した次の国政調査承認要求に対し、議長は昨十七日これを承認した。

五二一

二、調査の目的

建設行政の実情を調査し、その運営を適正ならしめるため

三、調査の方法

小委員会の設置、関係各方面より説明聴取及び資料の要求等

四、調査の期間

本会期中

五、調査の目的

建設行政の実情を調査し、その運営を適正ならしめるため

六、調査の方法

小委員会の設置、関係各方面より説明聴取及び資料の要求等

七、調査の期間

本会期中

八、調査の目的

建設行政の実情を調査し、その運営を適正ならしめるため

九、調査の方法

小委員会の設置、関係各方面より説明聴取及び資料の要求等

十、調査の期間

本会期中

十一、調査の目的

建設行政の実情を調査し、その運営を適正ならしめるため

十二、調査の方法

小委員会の設置、関係各方面より説明聴取及び資料の要求等

十三、調査の期間

本会期中

十四、調査の目的

建設行政の実情を調査し、その運営を適正ならしめるため

十五、調査の方法

小委員会の設置、関係各方面より説明聴取及び資料の要求等

三、調査の方法

小委員会の設置、関係各方面より説明聴取及び資料の要求等

四、調査の期間

本会期中

右によつて国政に關する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求める。

昭和三十三年十二月十七日

文教委員長 坂田 道太

衆議院議長 加藤鎌五郎殿

(質問書提出)

一、去る十六日議員から提出した質問主意書は次の通りである。

政府の請願尊重に關する質問主意書
(神近市子君提出)

(緊急質問提出)

一、今十八日提出した緊急質問は次の通りである。

高知県における教育についての紛糾事件に関する緊急質問 (原田憲君提出)

勤務評定実施をめぐる暴力事件に関する緊急質問 (辻原弘市君提出)

昭和三十三年十一月十八日　衆議院会議録第五号

明治三十五年三月三十日第三種郵便物認可

定価
一部十五円
(但し良質紙は二十円)
(配送料共)

発行所

東京都新宿区市谷本村町一五
大藏省印刷局
電報九段西至一五
官報